

過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

(平成31年2月一部変更)

秋田県由利本荘市

目 次

第1 基本的な事項	1
(1) 由利本荘市の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 由利本荘市における過疎の状況	2
ウ 社会経済的発展の方向	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 由利本荘市行財政の状況	10
(4) 地域の自立促進の基本方針	14
(5) 計画期間	17
(6) 由利本荘市公共施設等総合管理計画との整合	17
第2 産業の振興	18
(1) 産業振興の方針	18
(2) 農林水産業の振興	18
(3) 地場産業の振興	18
(4) 由利本荘ブランドの創造	18
(5) 企業の誘致対策、起業の推進	18
(6) 商業の振興	18
(7) 観光又はレクリエーション	18
(8) 地域産業を支える人材の確保	18
1 現況と問題点	19
(1) 農林水産業の振興	19
ア 農業の振興	19
イ 林業の振興	19
ウ 水産業の振興	20
(2) 地場産業の振興	20
(3) 由利本荘ブランドの創造	20
(4) 企業の誘致対策、起業の促進	20
(5) 商業の振興	20
(6) 観光又はレクリエーション	21
(7) 地域産業を支える人材の確保	21
2 その対策	21
(1) 農林水産業の振興	21
ア 農業の振興	21
イ 林業の振興	21
ウ 水産業の振興	22
(2) 地場産業の振興	22
(3) 由利本荘ブランドの創造	22
(4) 企業の誘致対策、起業の促進	22

(5) 商業の振興	2 2
(6) 観光又はレクリエーション	2 2
(7) 地域産業を支える人材の確保	2 3
3 計画	2 4
4 公共施設等総合管理計画との整合	2 8
第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	2 9
(1) 交通通信体系等の整備方針	2 9
(2) 国・県道の整備	2 9
(3) 市道の整備	2 9
(4) 公共交通対策	2 9
(5) 電気通信施設の整備及び情報化の推進	2 9
(6) 地域間交流の促進	2 9
1 現況と問題点	2 9
(1) 国・県道の整備	2 9
(2) 市道の整備	3 0
(3) 公共交通対策	3 0
(4) 電気通信施設の整備及び情報化の推進	3 0
(5) 地域間交流の促進	3 1
2 その対策	3 1
(1) 国・県道の整備	3 1
(2) 市道の整備	3 1
(3) 公共交通対策	3 1
(4) 電気通信施設の整備及び情報化の推進	3 1
(5) 地域間交流の促進	3 2
3 計画	3 2
4 公共施設等総合管理計画との整合	4 1
第4 生活環境の整備	4 3
(1) 生活環境の整備方針	4 3
(2) 水道、下水道施設の整備	4 3
(3) 消防・救急・防災体制の整備	4 3
(4) ごみ処理施設の整備等	4 3
(5) 快適な生活・居住空間の整備	4 3
1 現況と問題点	4 3
(1) 水道、下水道施設の整備	4 3
ア 水道施設の整備	4 3
イ 下水道施設の整備	4 3
(2) 消防・救急・防災体制の整備	4 4
(3) ごみ処理施設の整備等	4 4
(4) 快適な生活・居住空間の整備	4 4
(5) その他老朽化公共施設の管理	4 5

2	その対策	4 5
(1)	水道、下水道施設の整備	4 5
ア	水道施設の整備	4 5
イ	下水道施設の整備	4 5
(2)	消防・救急・防災体制の整備	4 5
(3)	ごみ処理施設の整備等	4 5
(4)	快適な生活・居住空間の整備	4 5
(5)	その他老朽化公共施設の管理	4 6
3	計画	4 6
4	公共施設等総合管理計画との整合	5 0
第5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	5 1
(1)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	5 1
1	現況と問題点	5 1
(1)	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 1
(2)	児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 1
(3)	障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 1
(4)	地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 1
2	その対策	5 2
(1)	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 2
(2)	児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 2
(3)	障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 2
(4)	地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 3
3	計画	5 3
4	公共施設等総合管理計画との整合	5 5
第6	医療の確保	5 6
(1)	医療の確保の方針	5 6
1	現況と問題点	5 6
(1)	医療の確保対策	5 6
2	その対策	5 6
(1)	医療の確保対策	5 6
3	計画	5 7
4	公共施設等総合管理計画との整合	5 8
第7	教育の振興	5 9
(1)	教育の振興の方針	5 9
(2)	公立幼稚園、小中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進	5 9
(3)	図書館その他の社会教育施設等の整備等	5 9
(4)	市内外交流の推進	5 9
1	現況と問題点	5 9
(1)	公立幼稚園、小中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進	5 9
(2)	図書館その他の社会教育施設等の整備等	6 0

(3) 市内外交流の推進	60
2 その対策	61
(1) 公立幼稚園、小中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進	61
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	61
(3) 市内外交流の推進	61
3 計画	62
4 公共施設等総合管理計画との整合	65
第8 地域文化の振興等	66
(1) 地域文化の振興等の方針	66
1 現況と問題点	66
(1) 地域文化の振興等	66
2 その対策	66
(1) 地域文化の振興等	66
3 計画	67
4 公共施設等総合管理計画との整合	67
第9 集落の整備	68
(1) 集落の整備の方針	68
1 現況と問題点	68
(1) 集落の整備等	68
2 その対策	68
(1) 集落の整備等	68
3 計画	69
第10 その他地域の自立促進に必要な事項	70
(1) その他地域の自立促進に必要な事項の方針	70
1 現況と問題点	70
(1) その他地域の自立促進に必要な事項	70
2 その対策	70
(1) その他地域の自立促進に必要な事項	70
3 計画	70
第11 過疎自立促進特別事業	71

過疎地域自立促進計画

第1 基本的な事項

(1) 由利本荘市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

由利本荘市は秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には20km～75kmの圏内である。

南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されている。

面積は、1,209.60km²（東西約32.3km、南北約64.7km）で秋田県の面積の約10.7%を占めている。

地目別では、山林が約902km²で74.6%、農用地が約130km²で10.7%、宅地は約25km²で2.1%となっている。

気象をみると、県内では比較的温暖な地域であるが、海岸地域から内陸高地までの標高差が大きく、平均気温は本荘地域で12.0℃、矢島地域で10.8℃、最深積雪は本荘地域で47cm、矢島地域で122cm（平均気温、最深積雪ともに平成26年数値）と、沿岸部と内陸部で気象条件が異なる。

②歴史的条件

幕末までは、亀田・本荘・矢島の3藩に分かれていたが、廃藩置県後、本荘県・亀田県・矢島県を経て、郡区町村編成法の制定により秋田県由利郡となり、当区域はこれに属していた。その後、明治22年の市町村制施行時のいわゆる明治の大合併、そして、昭和29年から31年までの昭和の大合併等の変遷により、現市の前身である1市7町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）の区域が決定している。

それから、約50年の年月を経て、平成の大合併により平成17年3月22日に1市7町による広域合併が行われ「由利本荘市」が誕生した。

③社会的、経済的條件

本市の基幹産業である農業は、良質米の生産を中心とした稲作経営を主体に取り組んできたが、米価の低迷や農産物の輸入自由化などにより、厳しい農業経営となっている。

平成22年国勢調査における就業構造は、就業者総数40,727人のうち第1次産業11.2%（昭和60年比12.4ポイント減）、第2次産業32.3%（同4.6ポイント減）、第3次産業55.3%（同15.9ポイント増）で、農業を主とした第1次産業就業者人口は、近年の農業情勢に伴い著しく減少しており、社会経済の変化により第2次産業は微減、第3次産業は増加傾向が強まっている。

その中であって、地域内産業として新たな特産品の開発や、経済作物としての取り組みと地場産業の振興に努めている。また、本市には高等学校5校、県立大学等の教育機関が設置されており、産学官民の連携による各産業のさらなる発展が期待されている。

医療については、中心地域に総合病院が3カ所設置されているが、周辺地域では個人医院、診療所等が大部分のため、専門医療、総合診療については、中心地域の医療機関に依存している状況にある。

イ 由利本荘市における過疎の状況

昭和30年代からの我が国の高度成長に伴い、農村から大都市への人口流出が始まったが、一方では、地方における人口が減少し、各地の山村には過疎という状況が生まれた。

本市においても例外でなく国勢調査の結果によると昭和35年から平成22年までの50年間で、23,803人の減少、率にして21.8%の減となっている。昭和35年から昭和40年の6.9%の減をピークに減少は鈍化し、昭和45年から昭和55年にかけてほぼ横ばい状態であったが、昭和60年を境に減少傾向が続き、平成22年では4.8%の減となっている。65歳以上の老年人口は昭和35年から平成12年に至るまで、国勢調査時毎に平均約20%で増加を続けていたが、平成17年度調査においてはやや鈍化し前回調査比で9.2%増加、平成22年度調査においては2.1%の増加にとどまっている。逆に、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口においては減少を続けている。特に平成17年、平成22年を比較すると、年少人口が11.7%の減、生産年齢人口が7.3%の減であり、また、平成22年調査時点の総人口における高齢者の比率は過去最高の29.0%となっており、少子・高齢化の進行が深刻化している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は減少を続け、平成31年76,786人、平成36年71,911人となっている。

本市はこのようなことを踏まえ、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、過疎地域の指定を受けた地域（平成17年の市町合併により全域指定）において、人口の過度の減少防止、住民福祉の向上、就業の場の確保、生産基盤・生活基盤の整備等地域振興策を積極的に講じてきた。

産業の振興については、基幹産業である農林業の育成と高生産性の確立を目指し、地域の個性を活かすとともに、創意工夫を引き出しながら、ほ場整備や大規模園芸施設、加工流通施設の農業基盤整備のほか、畜産経営の環境整備、林業経営のための林道・作業道の整備など、ハード事業のみならずソフト事業を含む総合的な事業を推進してきた。

本市の農業は、水稻や畜産を中心に経営されてきたが、農業従事者の高齢化や後継者の減少などから地域農業構造が著しく弱体化しているとともに、農畜産物の価格低迷や産地間競争の激化に伴う需給の不均衡化、農畜産物の環太平洋連携協定(TPP)による関税の撤廃や削減など、一段と厳しい環境にあることから、高品質・良食味米の生産推進や、本市に設置された「あきた総合家畜市場」を最大限活用しながら、地域ブランド「秋田由利牛」の一層の振興を図るため、飼養規模の拡大や畜産に係る外部サービスを推進している。

林業経営についても、林業従事者の大半が兼業で高齢化が進んでいることに加え、材価の低迷が続いており依然として厳しい環境にある。本市の有する豊富な森林資源の有効利用を図るため適切な森林施業と林道、作業道網の整備を促進するとともに、森林エネルギー資源化についても推進する必要がある。

水産業については、海面、内水面ともに安定した漁業の振興のため、稚魚放流や水産物養殖の研究に取り組むとともに、道川漁港、松ヶ崎漁港、西目漁港の整備を実施した。

漁業経営は零細で、漁獲量の減少、漁価の低迷など厳しい状況に置かれている。今後、つくり育てる漁業の定着と漁業資源確保に努めながら経営の近代化や担い手の確保を図るとともに、観光・物産と連携した付加価値の高い漁業を推進する必要がある。

観光の振興については、市内の観光施設の整備を進めるとともに、各種イベントの開催や観光PRを実施してきたが、今後とも、観光を重要な産業と捉え、国指定史跡鳥海山をはじめとする本市の豊富な資源と魅力を活かした体験・滞在型観光や、グリーンツーリズムの推進のための施設整備に努めるとともに、農商工連携により地域産業の活性化につなげる必要がある。

道路については、日常生活や経済基盤など、社会生活の基礎となるものであることから、道路や橋りょう、交通安全施設等、重点施策として積極的な整備を行ってきた。住民の生活圏は広域化しており、安全で利便性に優れた交通基盤の整備が求められている。加えて、国道、日本海沿岸東北

自動車道、主要地方道の整備促進と併せ、本市内外との広域ネットワークの確立に努める必要がある。

情報通信については、情報格差の是正や高度情報化時代への対応のため、高速通信ネットワーク施設や移動通信用鉄塔施設の整備を進めるとともに、テレビ難視聴地域解消を含めたCATV（ケーブルテレビ）の整備等を実施してきた。飛躍的な高度情報化の基盤づくりが進展するなかで、情報通信基盤は、産業・福祉・教育・観光等あらゆる分野において必要不可欠となっており、情報通信基盤の整備促進や地域情報化対策の推進が今後さらに必要である。

公共交通については、JR羽越本線、第三セクター方式による由利高原鉄道(株)鳥海山ろく線、国道を主要路線とした路線バスがあり、沿線住民の通院・通学等生活路線として活用されているが、特に鳥海山ろく線や路線バスについては利用者の減少により厳しい経営状況が続いており、また、JR羽越本線においても秋田新幹線への接続ダイヤの充実や高速化が求められている。今後はさらなる要望活動と、利用促進・利便性の向上に努めるとともに、コミュニティバスの運行など住民のニーズに対応した交通手段の確保を図る必要がある。

生活環境の整備については、上水道・簡易水道は、浄水場整備や配水管の布設替・新設、貯水槽設置、配水池整備等の実施により、水道水の安定供給に対応してきた。

また、下水道は、公共下水道事業・集落排水事業・合併処理浄化槽設置補助事業等を計画的に実施し、快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全に努めてきたところであり、今後も整備拡大を図る必要がある。

ごみ処理については、それぞれの地域や一部事務組合において、最終処分場の建設、ごみリサイクル施設やごみ収集施設の整備のほか、一般廃棄物処理場調査・建設等を実施するとともに、分別収集の推進と併せ、環境の保全に努めてきたが、今後は最終処分場整備等のハード事業だけでなく、美化運動、ごみの減量化、分別収集等への意識啓発等、ソフト事業についても推進する必要がある。

消防については、消防ポンプ積載車の計画的な配備や防火水槽の設置工事等を実施するとともに、地域の非常備消防団との連携のもと、住民の生命と財産の確保に努めてきたところであり、引き続き市民の協力を得ながら広大な面積を確実にカバー出来るよう、施策の充実にも努める必要がある。

高齢者福祉については、高齢者生活福祉センターや特別養護老人ホームの運営、介護老人福祉施設やデイサービスセンター、ケアハウス、高齢者住宅の整備のほか、ゲートボール場改修等を実施し、総合的な老人福祉サービス機能の充実が図られてきたが、今後さらに進行する高齢化に伴い、多様化する市民のニーズに対応出来るよう、民間活力の導入など、福祉施策の充実にも努める必要がある。

児童福祉については、子どもの健全な遊び場確保のため放課後児童健全育成事業を充実させ、一時預かりや休日保育、延長保育等の実施により、多様化する保育需要に対応してきたが、少子化が進むなか、今後さらに保育環境整備に努め、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めていく必要がある。

医療の確保については、市内の総合病院等から遠隔に位置する山間部等において、診療所改修や、計画的な医療機器の充実等を実施し、高齢化などに伴う疾病構造の変化に対応する体制を整えてきた。今後はさらに、地域医療の充実と救急医療体制の強化を図り、すべての人が生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくりを進める必要がある。

教育文化の振興については、学校施設の改修や給食施設整備、スクールバスの更新、小中学校へのコンピュータ整備のほか、体育館・体育施設の整備、公民館や地区集会施設の建設・改修、公園整備等を実施し、児童生徒の教育環境の整備や市民が体力増進や交流活動へ気軽に参加できる機会の充実、スポーツを楽しむ環境整備が図られてきた。今後はさらに、情報化、国際化の進展に対応した教育環境の充実を推進するとともに、老朽化が進む学校施設等の計画的な改修や整備、情報教育、教科指導でのICT活用、校務の情報化により教育の質向上に努める必要がある。

地域文化の振興については、文化財の調査・保存伝承に取り組むとともに、民俗芸能伝習拠点施設整備等を実施し、各地域の歴史的・文化的遺産を保存伝承するための環境整備に努めてきた。今後はさらに、市民の文化財保護意識の啓発に努め、国指定史跡「鳥海山」などの鳥海山文化遺産の保存と活用を図るとともに、貴重な民俗芸能、伝承行事を市民共有の財産として、主体的に保存・継承する人材の育成を図りながら保護・継承に努める必要がある。

集落の整備については、分譲宅地造成や定住促進団地の整備、集落活性化促進に必要な様々な事業等を実施し、地域住民の要望への対応や、人口対策に努めてきたが、今後は人口減少による地域コミュニティの低下や高齢者世帯に対する住環境対策、生活の安定、安全性の確保のため、施策の充実に努める必要がある。

その他地域の自立促進に関し必要な事項については、小規模生活ダムの築造、風力発電システムの設置、天然ガスの活用促進、出張所改築、各種イベント等を実施してきたが、今後は産学官民が一体となり、行政主導型から自主的なコミュニティ活動による市民主体型のまちづくりを進める必要がある。

このような中、全国有数の広い面積を持つ本市のまちづくりは、充実した高度情報通信基盤のもとで、豊かな自然の恵みを受けた地域の基幹産業である農業をはじめ、林業、水産業を守り育てるとともに、商工業や観光の振興、さらに県立大学を通じた内外の活発な交流により、多くの人々が集い、市民一人ひとりが幸せと誇りを実感できる自立したまちを目指し、住民と行政の協働によるまちづくりを推進していかなければならない。

ウ 社会経済的発展の方向

産業構造の変化

本市の産業構造を産業別就業者比率で見ると、平成22年国勢調査においては、第1次産業就業者人口が11.1%、第2次産業就業者人口が32.1%、第3次産業就業者人口が55.6%となっており、第2次、第3次産業に従事する人口が全体の約88%を占めている。昭和35年国勢調査においては、第1次産業の就業人口が63.0%であり、平成22年と比較すると50ポイント以上も減少している。しかし、市の面積1,209.60km²のうち山林と農用地が85.3%を占めている地域であり、現在も基幹産業は農業で、あきたこまち・ひとめぼれ等の良質米生産を中心とした稲作経営が主体となっている。

第2次産業、第3次産業については、昭和35年と比較するとそれぞれ増加しているが、特に第2次産業については、昭和40年代後半から50年代にかけて大幅な伸びを見せている。これは、電気機械を中心とするハイテク産業の集積による工業の発展によるもので、農業の機械化等による余剰就業人口を吸収した結果であるが、平成7年及び12年の調査においては景気の低迷等により横ばいで推移していたものの、平成17年の調査では製造拠点の海外移転などの影響により減少している状況にある。さらに、平成22年の調査時点では、リーマンショックの影響もあり、さらに減少が進んでいる。また、第3次産業については、昭和年代においても順調な伸びを見せていたが、特に平成年代に入ってから伸びが顕著で、平成22年国勢調査では55.6%を占めるまでになっている。これは、大規模小売店やコンビニエンスストアなどの進出、あるいは観光などのサービス産業の発展などによるものである。

今後の産業構造は、基幹産業である農業や林業、水産業の第1次産業については、後継者不足や海外からの輸入農産物が増大している影響等により、就業者人口が減少するものと予想される。また、第2次産業についても、地域経済が回復基調であるものの、人口減少の影響で就業者不足が見込まれており、第3次産業は、鳥海山をはじめとする観光の振興やサービス業の進展等により増加が予想されている。このような予想のもと、社会情勢を十分に考慮しながら、各産業がバランスよく発展できるような施策を積極的に展開する必要がある。

経済的な立地特性

経済的な立地特性としては、広域合併により誕生した市であり、大別すると、沿岸地域と山間地域に分かれ、気候や産業構造などに地域差がある。沿岸地域で市の中心部である本荘地域は、合併以前の本荘市由利郡の中心部であり、公的機関・高等教育機関・医療施設・商工業等の集積している地域で、経済の中心となっており、他の地域からは、通勤・通学・買い物などあらゆる面で、日常本荘地域に人が流れてくるという特性を持っている。

基幹産業である農業は、米価の低迷や農作物の輸入自由化等の社会経済情勢の変化とともに農業所得が年々減少している状況にある。

工業については、古くから電気機械を中心とするハイテク産業の集積した地域であり、県内においては製造品出荷額の多い地域でもある。以前から農工が一体となって発展してきたが、日本経済の回復により、徐々に雇用環境の改善が見られてはいるが、新卒者の減少の影響から企業が必要としている人材の確保に大きな影響が生じつつある。

商業についても景気動向に大きく左右されるほか、コンビニエンスストアの店舗展開や商業圏の広域化による買い物客の他地域への流出の影響から、従来から地域に密着している小売店にとっては厳しい現状となっており、後継者の問題など将来の事業継承が難しい状況にある。

発展の方向性

本市には、ほぼ放射線状に6本の一般国道と日本海沿岸東北自動車道が走っており、県内外との広域交流エリアの核に位置している。この優位性を最大限発揮しながら、国指定史跡鳥海山をはじめとする恵まれた観光資源を十分に活用した商品の開発や観光客への情報提供の充実など、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、現在進めている鳥海山・飛鳥ジオパーク構想等により、にかほ市や山形県酒田市、遊佐町とも連携しながら、広域的周遊型観光を目指す。

また、県外からの交流人口の拡大を目指し、日本海沿岸東北自動車道やアクセス道路の整備促進を図り、交通ネットワークの整備・拡充を推進する。

農林水産業については、鳥海山の気象条件や地域資源を最大限に活かした農林水産物の生産拡大を図るとともに、市と民間団体が取り組む加工品開発、販売拡大の推進、間伐等森林施業の集約化などによる秋田杉の効率的な生産体制の確立、漁港の整備などを進める。

また、秋田県立大学や本荘由利産学共同センターのコーディネイト機能を活かした様々な連携を進めるとともに、当地域に集積する電子部品・デバイス産業の強化はもとより、ものづくり産業の成長分野への参入促進を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は、表-1(1)に示す通り、昭和35年から平成22年までの50年間に23,803人(21.8%)減少している。合併以前の1市7町の人口動態の状況は地域によってまちまちであり、過疎地域の指定を受けていない市町が2団体あったが、合併後の市全域では大幅な減少となっている。減少率の推移を見ると、昭和35年から昭和50年まで減少を続けていたが、昭和50年以降昭和60年までの10年間は若干の増加に転じ、その後平成2年には再び減少に転じ、以降減少傾向が続いている。年齢構成別では出生率の減少が顕著で、0歳から14歳までの子どもの数が、昭和35年と平成22年を比較すると29,261人の減(-74.6%)と大幅に減少している。また、15歳から64歳の生産年齢人口についても、少子化により減少を続けているが、反面、65歳以上の人口については19,827人の大幅増(+406.9%)となっており、少子高齢化の進行が顕

著となっている。

今後の本市における人口を推計すると、平成32年には75,837人まで減少することが予想されているが、平成27年に策定した由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」、定住自立圏構想を軸に、国内外から人と財が集まる地域価値「由利本荘ブランド」の創造と必要な生活機能を確保し、自立のための地域基盤を培い地域の活性化を図る観点から圏域全体が一体となって地域格差のない均衡ある発展を目的とし、生活環境の整備や福祉、教育、文化の充実など総合的なまちづくりを進め、産業集積の強靱化と雇用創出、総合的な移住・定住促進に取り組む事で、若年層を中心に人口の定着を図る。由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」では、平成36年の将来目標人口を72,000人以上としている。

② 産業の推移と動向

産業の推移については、1-1(4)の産業別就業者人口の推移のとおりである。昭和35年と平成22年の産業別就業者人口を比較してみると、昭和35年には第1次産業が63.0%を占め断然トップで、次いで第3次産業23.7%、第2次産業13.2%となっていたものが、50年間の時代経過とともに産業構造も大幅な変化をもたらし、平成22年には第3次産業がトップで55.6%を占め、次いで第2次産業が32.1%、第1次産業が11.1%となっている。

本市の基幹産業は、今も昔も農業であることに変わりはないものの、昭和30年代から40年代にかけての我が国の高度経済成長、農業の機械化の進行、米の生産調整など国の政策により、日本全体の産業構造が大きく変化したことに伴って、本市の産業構造も大きく変化している。本市においては、この年代に電気機械を中心とする工業の発展、さらには、商業やサービス業の発展により、第1次産業の就業者人口が第2次、第3次産業の就業者へと移動し、農工商が一体となった産業構造となっていた。その後平成年代に入り、バブル経済の崩壊に伴い経済の低迷が続くなか、農業については農産物の輸入自由化や米価の下落などにより後継者難に陥るなど低迷を続けている。また、工業においては、日本経済の景気回復が地方にも現れてきてはいるが、強く実感できるまでには至っていない。商業やサービス業についても、景気の影響を受けて従来型の小売店などは低迷を続けており、大型小売店やコンビニエンスストアが雇用面などでこれをカバーする状況が続いていたが、近年では商業圏の広域化の影響もあり大型小売店であっても厳しい情勢である。

このような状況を踏まえながら、基幹産業である農業については、米以外の畜産・野菜・果樹・花卉・シイタケ等の特産物などとの複合経営を基本としながら、地域ブランド「秋田由利牛」の振興など地元特産物の販売拡大による農家の所得向上を図り第1次産業の充実を図る必要がある。第2次産業については、県立大学を含めた産学官金連携による新たな起業の創出や製品開発に努めるとともに、企業誘致に全力を注ぎ若者の雇用確保と定住環境の整備を図る必要がある。第3次産業については、本市の持つ多くの観光資源を最大限活用した観光の振興に取り組み、観光の産業化を図る必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	109,032		101,514	-6.9	95,428	-6.0	94,029	-1.5	95,748	1.8
0歳~14歳	39,219		30,800	-21.5	23,344	-24.2	20,445	-12.4	19,797	-3.2
15歳~64歳	64,935		64,842	-0.1	65,036	-0.3	64,912	-0.2	65,456	0.8
うち15歳~29歳(a)	25,649		23,256	-9.3	22,170	-4.7	21,271	-4.1	18,984	-10.8
65歳以上(b)	4,873		5,872	20.5	7,048	20.0	8,658	22.8	10,494	21.2
(a)/総数 若年者比率	23.5		22.9	-	23.2	-	22.6	-	19.8	-
(b)/総数 高齢者比率	4.5		5.8	-	7.4	-	9.2	-	11.0	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	96,589	0.9	95,489	-1.1	94,410	-1.1	92,843	-1.7	89,555	-3.5
0歳~14歳	19,714	-0.4	17,966	-8.9	15,560	-13.4	13,316	-14.4	11,280	-15.3
15歳~64歳	64,325	-1.7	62,347	-3.1	59,959	-3.8	57,360	-4.3	54,011	-5.8
うち15歳~29歳(a)	15,797	-16.8	14,458	-8.5	14,402	-0.4	14,608	1.4	13,340	-8.7
65歳以上(b)	12,550	19.6	15,154	20.7	18,860	24.5	22,162	17.5	24,197	9.2
(a)/総数 若年者比率	16.4	-	15.1	-	15.3	-	15.7	-	14.9	-
(b)/総数 高齢者比率	13.0	-	15.9	-	20.0	-	23.9	-	27.0	-

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 85,229	% - 4.8	人 79,927	% - 6.2
0 歳～14 歳	9,958	- 11.7	8,551	-14.1
15 歳～64 歳	50,059	- 7.3	44,556	-11.0
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	11,113	-16.7	9,322	-16.1
65 歳以上 (b)	24,700	2.1	26,427	7.0
(a)／総数 若年者比率	% 13.0	—	% 11.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 29.0	—	% 33.1	—

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 93,931	—	人 90,820	—	% - 3.3	人 86,720	—	% - 4.5
男	45,175	% 48.1	43,572	% 48.0	- 3.5	41,498	% 47.9	- 4.8
女	48,756	% 51.9	47,248	% 52.0	- 3.1	45,222	% 52.1	- 4.3

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 82,370	—	% - 5.0	人 81,161	—	% - 1.5	
男 (外国人住民除く)	39,282	% 47.7	- 5.3	38,728	% 47.7	- 1.4	
女 (外国人住民除く)	43,088	% 52.3	- 4.7	42,433	% 52.3	- 1.5	
参 考	男 (外国人住民)	61	23.6	—	60	25.2	- 1.6
	女 (外国人住民)	197	76.4	—	178	74.8	- 9.6

区 分		平成 29 年 3 月 31 日		
		実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 78,867	—	% - 2.8
男 (外国人住民除く)		37,687	47.8	% - 2.7
女 (外国人住民除く)		41,180	52.2	% - 3.0
参 考	男 (外国人住民)	78	31.7	30
	女 (外国人住民)	168	68.3	- 5.6

表 1 - 1 (3) 人口の見通し (国立社会保障・人口問題研究所による推計)

区 分	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
総 数	人 75,837	人 70,930	人 66,037	人 61,247	人 56,462
0 歳~14 歳	7,785	6,838	6,064	5,520	5,074
15 歳~64 歳	40,162	36,395	33,454	30,881	27,810
65 歳~	27,890	27,697	26,519	24,846	23,578

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 51,869	% —	人 49,074	% -5.4	人 51,952	% 5.9	人 50,474	% -2.8	人 50,660	% 0.4
第一次産業 就業人口比率	% 63.0	% —	% 56.5	% —	% 49.3	% —	% 38.9	% —	% 27.4	% —
第二次産業 就業人口比率	% 13.2	% —	% 15.3	% —	% 19.6	% —	% 24.7	% —	% 32.4	% —
第三次産業 就業人口比率	% 23.7	% —	% 28.1	% —	% 31.1	% —	% 36.3	% —	% 40.2	% —

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 50,986	% 0.6	人 50,248	% -1.4	人 49,027	% -2.4	人 47,482	% -3.2	人 44,021	% -7.3
第一次産業 就業人口比率	% 23.5	% —	% 18.1	% —	% 13.6	% —	% 10.9	% —	% 11.8	% —
第二次産業 就業人口比率	% 36.7	% —	% 40.4	% —	% 41.0	% —	% 40.1	% —	% 34.4	% —
第三次産業 就業人口比率	% 39.7	% —	% 41.4	% —	% 45.3	% —	% 49.0	% —	% 53.4	% —

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 40,727	% -7.5	人 38,878	% -4.5
第一 次 産 業 就業人口比率	% 11.1	—	% 11.1	—
第二 次 産 業 就業人口比率	% 32.1	—	% 30.6	—
第三 次 産 業 就業人口比率	% 55.6	—	% 57.3	—

(3) 由利本荘市行財政の状況

① 行政の状況

平成17年3月22日に、1市7町の合併により由利本荘市が誕生してから10年を経過し、新たな行政機構のもとに行政運営が開始されている。合併前の旧市町地域には総合支所が設置されており、これは行政区域が広大であることから、地域住民への行政サービスを低下させないため、また、住民の要望をくみ取り市政に反映させることを目的としている。

総合支所は地域の基本的な自治活動を担い、地域特性を踏まえた住民サービスを実現するうえで大きな期待が寄せられている。また、市内全域を対象としたケーブルテレビの敷設が完了し、これら高度情報通信基盤の利用を進めることで、行政区域が広大であることの弊害を解消することはもとより、住民が必要とする情報を適時双方向に送受できる情報化の環境が構築され、情報公開のうえでも大きな効果が期待される。

今後、市行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しを進めるとともに、効率的で効果的な組織機構により住民サービスの低下を招かないよう、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」、定住自立圏構想等の各種計画を十分活用しながら市民と一体となった行政運営を進めていかなければならない。

② 財政の状況

市の財政は財政力指数が平成26年度決算で0.326と自主財源に乏しく、地方交付税、国県支出金、地方債に大きく依存している。

平成26年度決算では、市債の繰上償還などにより、実質公債費比率が14.3%から12.8%へ改善するとともに、平成20年度から7年連続で実質単年度収支の黒字を維持することができた。しかし、本市の経常収支比率は89.4%であり、弾力的に運用できる一般財源は、わずか10.6%、約34億円である。

市財政の基幹となる地方交付税は、合併特例による普通交付税の加算分が、平成27年度から逡減されており、平成32年度には皆減する。加えて、平成28年度の地方交付税は、平成27年10月の国勢調査人口が算定基礎になることから、厳しい財政運営を迫られることが想定される。

事務の統廃合や、既存事業の必要性、有効性、費用対効果などの観点から抜本的な見直しを図るなど、行財政改革を加速させるとともに、豊かな資源を活用した産業振興を促進し、地域経済の活性化を図っていかなければならない。

こうしたことから、過疎地域自立促進対策においても、地域にとって必要な事業を精査して効率的かつ効果的に実施することが求められる。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	52,190,875	52,208,935	52,791,675	53,410,329
一般財源	36,449,440	29,274,818	34,454,187	36,106,702
国庫支出金	2,621,506	5,222,678	7,598,387	6,178,794
都道府県支出金	3,757,403	3,485,461	3,959,924	3,578,343
地方債	4,902,855	9,123,800	5,446,300	5,408,700
うち過疎債	1,665,800	2,065,700	215,400	851,100
その他	4,459,671	5,102,178	1,332,877	2,137,790
歳出総額 B	49,754,860	50,698,862	50,513,704	50,878,587
義務的経費	19,664,872	22,795,060	24,400,936	23,043,715
投資的経費	12,256,616	12,337,351	9,611,725	8,289,666
うち普通建設事業	11,752,209	12,001,321	9,243,542	7,809,035
その他	17,833,372	15,566,451	16,501,043	19,545,206
過疎対策事業費	4,049,140	3,014,654	865,298	1,334,798
歳入歳出差引額 C (A - B)	2,436,015	1,510,073	2,277,971	2,531,742
翌年度へ繰越すべき財源 D	365,994	261,592	451,828	338,614
実質収支 C - D	2,070,021	1,248,481	1,826,143	2,193,128
財政力指数	0.281	0.322	0.341	0.325
公債費負担比率	19.4	21.1	—	—
実質公債費比率	—	—	18.8	14.3
起債制限比率	8.6	10.3	—	—
経常収支比率	82.4	95.6	89.0	88.5
将来負担比率	—	—	177.7	133.9
地方債現在高	59,508,513	74,086,625	73,766,444	69,334,035

区分	平成 27 年度
歳入総額 A	50,993,439
一般財源	33,864,163
国庫支出金	5,271,866
都道府県支出金	3,669,267
地方債	5,513,000
うち過疎債	1,116,100
その他	2,672,143
歳出総額 B	48,047,606
義務的経費	21,902,404
投資的経費	7,049,026
うち普通建設事業	6,539,948
その他	19,096,176
過疎対策事業費	2,296,965
歳入歳出差引額 C (A - B)	2,945,833
翌年度へ繰越すべき財源 D	124,784
実質収支 C - D	2,821,049
財政力指数	0.328
公債費負担比率	18.0
実質公債費比率	11.5
起債制限比率	—
経常収支比率	89.1
将来負担比率	119.6
地方債現在高	70,123,589

③ 公共施設の整備状況

公共施設等の整備状況は、地域住民の日常生活において最も身近な社会資本である市道において、改良率、舗装率ともに6割を超える整備がなされてきたが、今後は旧市町間を結ぶ市道の整備が急務となっている。また、日本海沿岸東北自動車道へのアクセス環境の整備が市の産業経済発展のうえで不可欠である。生活環境施設は、下水道の普及が遅れており、引き続き計画的な整備が望まれている。また、ごみ処理施設は、基幹改良工事による焼却施設の延命期間終了を見据えながら、老朽化の著しいリサイクル施設及び埋立終了を迎える埋立処分場と合わせた、(新)ごみ処理施設の建設が必要となっている。福祉施設は、少子高齢化の進行が予想され、特別養護老人ホーム、保育所等の整備が十分ではなく計画的な施設の整備が必要となっている。教育文化施設においては、学区の再編に伴い統合も検討に入れながら小中学校の整備を図らなければならない。また、市の中核的な体育施設である水林総合運動公園は施設の老朽化と機能低下が著しく、大規模改修の早期完成が望まれている。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道 (m)	1,649,671	1,736,932	1,865,032	1,991,732	2,074,257
改良率 (%)	13.5	34.4	52.7	63.1	68.3
舗装率 (%)	2.7	29.0	53.1	63.8	70.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	98,679
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	32.8	54.4	51.3	52.5	86.0
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	338,541
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	6.6	9.7	6.7	6.2	7.1
水道普及率 (%)	78.1	93.1	97.3	98.4	98.6
水洗化率 (%)	1.0	4.5	18.1	63.6	75.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	19	29	25	25	21

区分	平成 25 年度末	平成 27 年度末
市町村道 (m)	2,079,041	2,113,724
改良率 (%)	68.7	67.8
舗装率 (%)	69.7	68.7
農 道		
延 長 (m)	89,010	89,010
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	85.3	85.3
林 道		
延 長 (m)	346,352	335,308
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	7.1	7.1
水道普及率 (%)	99.3	99.3
水洗化率 (%)	81.7	81.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	21	21

※農道・林道延長について、平成 12 年度以前は不明。

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市は、平成17年3月22日に、1市7町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）の広域合併により誕生した新しい市である。合併以前の市町の中で本荘市と西目町を除く6町が過疎地域の指定を受けていたが、合併後においても、人口の減少率等から勘案するとみなし過疎地域に該当することから本計画を策定するものである。

これまでも由利本荘市は、住民が豊かで健康でしかも快適な生活が出来るように懸命の努力を重ねてきた。昨年度は、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」を策定し、「人口減少に歯止めをかけること」を最大の課題とし、その戦略方針を「国内外から人と財が集まる地域価値「由利本荘ブランド」を創造するとしている。その戦略的な施策事業として、産業集積の強靱化と雇用の創出をはじめ、生活環境の充実を軸に総合的な移住・定住促進に全力で取り組むこととしている。また、同じく策定した定住自立圏構想では、都市機能を有し商工業が盛んな中心地域である本荘地域と、農林水産業が盛んで、多様な歴史、文化に富み、観光資源が豊富で特色のある周辺7地域が、それぞれの特性を生かして連携することで将来にわたり住み続けられる地域づくりを目指し、遠隔地受診システムの導入など地域格差を解消するための事業を展開しているところではあるが、その効果があらわれるまでに時間を要することから、現状では人口の減少を阻止し過疎化の進行に歯止めをかける状況には至っていない。特に、長引く景気の低迷が大きく影響し、若者の雇用確保が大変厳しく、若者の流出が依然として続いており、さらに出生率の減少が続く等、少子高齢化が進み大きな問題となっている。

このような状況を打破し、活力あふれる地域の再生のため、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」及び、定住自立圏構想に基づく事業実施に加えて、過疎地域自立促進特別事業を有効に活用することが必要であると考えている。特に、医師確保対策等の地域医療の充実が本市の課題でもあることから、将来の地域医療を担う人材の確保対策として、医師確保対策奨学金貸与事業や医師研修資金貸与事業等により、卒業後の市内勤務等を条件とした医学部等への進学支援など医師確保に努めるほか、緊急通報システム整備、外出支援サービス事業等により、高齢者等の安全・安心を図り、公共交通対策、老朽公共施設対策、社会基盤の長寿命化のための調査や安らぎを与える公園整備を行うための方針策定を行いながら、単に環境整備にとどまらない地域の自立に努める。

住民がこれからも住み続けられるよう、鳥海診療所改修事業、寄附講座事業や救急救命士養成事業等を活用した地域医療の確保対策、水道及び地域再生計画等を活用した下水道施設の整備、道路整備を含む公共交通の充実を重点項目と位置づけ、安心して快適な生活環境充実を図り、観光資源等の地域資源を最大限活用して地域の価値を高めながら、広域な市として必要な行政運営を行い、自己責任、自己決定のできる自立した市を目指す。

「人と自然が共生する 躍動と創造の都市」を将来像に掲げ、7つの基本方針のもと自立促進に向けたまちづくりに取り組み、公益的で多面的な機能を有する地域として住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図るものである。

①地域に開かれた住民自治のまちづくり

少子高齢化、過疎化の進行により、従来からの地域コミュニティが急激に変化し、地域住民が地域の共通課題に一致して取り組むことが困難なことが多くなってきており、住民一人ひとりが地域への誇りと生活の充実・安心を感じることが出来るまちをつくるためには、住民のまちづくりへの主体的な参加と行政との適正な役割分担に基づく「住民自治のまち」の確立が必要である。

このため、各地域において、その基盤となる最も身近な住民自治組織を強化し、その住民自治活動をサポートする体制を整え、情報公開を推進し、住民と行政とのつながりを深め、協働によるまちづくりを推進する。

また、自立促進の方策については、地域協議会からの意見や住民からの要望事項等に耳を傾け必要

な見直しを行いながら、住民ニーズに沿った計画の実施に努める。

- ・地域の住民自治組織（コミュニティ）の強化
- ・住民に開かれた行政の推進
- ・住民と行政の協働によるまちづくり

②活力とにぎわいのあるまちづくり

活力あるまちの実現には地域産業の振興が重要であるが、日本経済の長引く不況により電子部品関連企業や農業などの地域産業において活気がない状況であり、地域の特性を活かした産業振興に、産学官民が一体となって取り組む必要がある。

基幹産業である農業については、生産基盤の整備や担い手の育成を推進し、生産体制の確立を図るとともに、農協等との連携のもと、農業所得の向上につながる農産物のブランド化、付加価値の高い農産加工品の開発、地産地消の促進など、消費者ニーズにあった市場価値の高い農産物の産地形成を図る。

林業については、生産基盤の整備を図るとともに、良質の秋田スギ材や特用林産物の生産を促進し、また、漁業については、漁業資源の確保に努め、海面・内水面ともに経営の安定に努める。

商工業の振興については、県立大学・本荘由利産学共同研究センターとの共同研究・開発を推進しながら人材の確保・育成に努め、既存商工業の振興はもとより、新規創業や企業誘致を視野に入れた雇用環境の整備を図る。

また、日本百名山に数えられ国指定史跡でもある鳥海山やその山麓に広がる鳥海高原、遠浅の海岸線が続き海水浴に最適な日本海や東北でも有数の河川であり親水環境の整備が進む子吉川など、本市は自然に親しむことのできる環境に恵まれていることから、これらの豊富な観光資源を活かした体験・滞在型観光の推進のための施設整備に努めるとともに、農林水産業及び商工業との連携により地域産業の活性化を図る。さらには、就労に役立つ資格や技能取得などの就業支援や、Uターン希望者などへの情報提供の充実にも努めながら、雇用の安定と若者定住の促進を図る。

- ・農林水産業の振興
- ・商工業の振興
- ・観光の振興
- ・産学官民連携の促進
- ・雇用の安定と若者定住の促進

③健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり

少子・高齢化が進むなか、保健福祉事業に対する地域住民のニーズが多様化しているが、すべての人が健康で快適な生活を送るために、保健・福祉・医療各分野の施策の充実と連携の強化を図り、地域住民一人ひとりが思いやりの心を持ち、ともに支え合える環境の整備が必要である。

このため、健康づくりをはじめとする、さまざまな保健福祉事業の展開、専門的知識を持った人材の育成や確保とともに、幅広い情報のネットワーク化を図りながら健やかさとやさしさあふれるまちづくりを推進する。

- ・健康づくりの推進と医療体制の充実
- ・地域福祉の充実とバリアフリーの推進
- ・人材の育成と活用
- ・高齢者福祉の充実と介護保険の適正運用
- ・障がい者福祉の充実
- ・子育て支援と児童福祉の充実

④恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり

本市は、自然環境に恵まれた地域であるが、日常生活においては快適さや便利さを享受できる、質の高い生活環境の整備が求められている。この貴重な自然を守り育て、次の世代に継承するとともに、安全・快適で利便性に満ちた市民生活を営むことができるよう、自然環境の保全と環境に配慮した生活基盤の整備を推進し、自然と調和した個性的で魅力あふれるまちづくりに努める。

- ・住環境の整備
- ・公園・緑地の整備
- ・衛生環境の整備
- ・消防・防災・防犯・交通安全施策の推進
- ・市街地の整備
- ・上・下水道の整備
- ・自然環境の保全と共生

⑤豊かな心と文化を育むまちづくり

本市の将来を担う人材の育成には、幼少の頃からの豊かな心の醸成とともに、知・徳・体のバランスがとれた教育の推進が重要である。このため、学校、家庭、地域社会が連携し総合的な教育活動に取り組み、基礎学力の向上と一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。また、情報化、国際化の進展に対応した教育環境の充実に努めるとともに、老朽化が進む学校施設等の計画的な改修等の整備、情報教育、教科指導での ICT 活用、校務の情報化により教育の質の向上を図る。

生涯学習については、趣味・教養講座に対する市民の関心が高まり、自らの能力、意欲に応じた学習機会の提供が求められており、公民館などの社会教育施設やスポーツ施設等の整備を図るとともに、各種講座の拡充、情報提供及び自主学習グループ活動の支援と育成に努める。

また、地域における貴重な歴史文化、伝承行事を保存・継承し、その文化資産を活かすための文化施設の整備を図るなど、文化を育むまちづくりを推進する。スポーツについては、多様化するスポーツ種目に対応するため、指導者の確保・養成・充実に図りながら各種スポーツ大会、スポーツ教室等を開催するなど市民の生涯スポーツの推進と充実に努める。

- ・学校教育の充実
- ・青少年の健全育成
- ・生涯学習・社会教育の推進
- ・歴史・文化の保存・継承と活用
- ・スポーツの振興

⑥心ふれあう情報と交流のまちづくり

市民生活や産業活動に密接に関わる市道の整備を推進するとともに、関係機関の協力を得ながら、地域間を結ぶ幹線道路及び外環状道路の計画的な整備と、日本海沿岸東北自動車道、地域高規格道路、アクセス道路などの高速交通体系の整備促進を図り利便性の向上に努める。

また、羽越本線の高速化、複線化の早期実現に向けた要望活動の継続や由利高原鉄道の運営強化とともに、路線バスの充実とコミュニティバスの運行を図り公共交通の整備に努める。

高度情報通信基盤については、すでに市内全域に整備されているCATVや光ファイバ網の活用を図るとともに、携帯電話の不感地域の解消に努めるなど、地域情報化の推進を図る。

人と人との交流の面では、これまで続けている姉妹都市等や他地域校との交流事業に加えて、恵まれた自然を生かしたグリーンツーリズムによる交流人口の増加を図る。

- ・道路網の整備
- ・公共交通の整備

- ・高度情報通信基盤の整備
- ・男女共同参画社会の形成
- ・市内外交流の推進

⑦行財政改革による健全なまちづくり

市政は市民がその主役を担うものであり、市民のニーズに的確に対応したまちづくりを実現するためには、常に変化を続ける経済社会情勢の動向に対処しながら、地域における行政需要の把握に努め、各分野にわたる施策・事業を総合的に推進する必要がある。このため、市民が必要とする的確な情報の提供に努めながら、職員の意識改革や電子自治体システムの導入などを進め、行政サービスのさらなる向上と行政組織や事務事業などの行政運営の効率化に努める。

また、自主財源の確保と限られた財源の計画的効率的な配分により、健全で将来においても継続的に発展可能な財政運営に努める。

- ・行政運営の効率化
- ・財政運営の健全化

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 由利本荘市公共施設等総合管理計画との整合

由利本荘市公共施設等総合管理計画（以下、公共施設等総合管理計画という）では、公共施設等の管理にあたり、市全体として最適化を図るため、地域性を尊重しつつも、ブロック化等を検討しながら、集約化・複合化を見据え、効果的に公共施設等を維持管理するため、3つの基本的な方針を定めている。

過疎地域自立促進の取り組みにおいても、新たに公共施設を設置する際には、集約・複合化を検討しながら必要最小限とし、既存施設の有効活用や整備、民間活力の活用を基本とする。

公共施設等総合管理計画の基本方針は以下のとおりである。

基本方針

- ①施設数、面積を減らし、限られた財源で使えるものは使う。20年後には棟数25%、面積21%の縮減を目指す。
- ②新規の建物は、集約・複合化を検討しながら、必要最小限とし、既存の建物については、可能な限り民間への譲渡を進める。
- ③市民生活に影響を与えないように配慮しながら、将来的に更なる縮減を目標に、「のこす」「こわす」「まとめる」で分類する。

第2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の自立に向けて地域社会に活力をもたらすには、地域の担い手となる若者等に対して魅力ある就業の場や、安定した収入を提供することが重要である。

本市は、日本海や鳥海山など、多彩な自然環境、貴重な歴史・文化遺産や温泉など豊富な観光資源に恵まれていることから、これらと特色のある農林水産物を連携させた取り組みや、体験・滞在型観光を推進していく。

また、企業、秋田県立大学及び本荘由利産学共同研究センターと協力して「産・学・官」の連携を強め、既存電子デバイス産業の振興を図りながら、輸送機関連産業など新たな成長産業分野の開拓も推進する。

(2) 農林水産業の振興

基幹産業である農業の担い手確保対策として、新規就農し易い環境づくりに努めるなど農業後継者の育成を図るとともに、林業においては森林の保全に有効となる環境整備を進める。また、漁業振興のため、漁港整備等を行いながら、水産資源の安定を図る。

(3) 地場産業の振興

地域で採取された農林水産物を利用するなどした民芸品の周知を図りながら、特色のある地場産業の振興を図る。

(4) 由利本荘ブランドの創造

農林水産業の経営体質強化をするため、農林漁業者自らが加工や販売に取り組み、農林水産物のブランド化や地域特産品の開発など付加価値を付け、6次産業化を推進し所得向上を図る。

併せて、伝統工芸品や文化、自然等の地域資源・観光資源を首都圏や海外へ発信し、人と財を集める。

(5) 企業の誘致対策、起業の推進

産学官金連携を利用した企業支援や人材育成を図り、雇用の場の創出となる企業誘致や新分野への進出、起業に必要な情報収集や技術提供などの支援を推進する。

(6) 商業の振興

商工会と一体となった活動を行い、経営の近代化や後継者の育成について必要な支援を講じる。

(7) 観光又はレクリエーション

国指定史跡鳥海山をはじめとする恵まれた観光資源や特色のある地域農産物を十分に活用し、他地域と連携した周遊型観光を構築し、特産品の販路拡大を図りながら、体験・滞在型観光の推進のための施設整備に努めるとともに、農商工連携により地域産業の活性化を図る。

(8) 地域産業を支える人材の確保

本市の経済を牽引する地域産業を支える人材を確保するため、産業集積の強靱化による就労機会の拡大と併せ、首都圏を中心とした県外からの移住や、学校卒業者の地元就職を促進する。

1 現況と問題点

(1) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

本市の基幹産業は農業であり、あきたこまち、ひとめぼれ等良質米生産を中心とした稲作経営を主体に取り組んできた。しかし、最近、生産物の安全性や品質など、多様化する消費者ニーズに対応した生産と供給が求められている。

また、農業経営を取り巻く環境は、米価の低迷、農作物の市場開放などにより、厳しい状況となっている。それに伴い、後継者不足、農業従事者の高齢化などから、農家数は年々減少の一途をたどっており、農業活力は低下傾向となっている。

こうしたことから、米以外の作目として、野菜・果樹・花き・秋田由利牛等のブランド化、産地化を更に推進し、複合経営の確立が急務となっている。

また、生産基盤の整備や担い手の育成を推進するほか、生産体制の充実を図るとともに、農協等との連携のもと、農業所得の向上につながる低コスト化を推進しながら農産物のブランド化、付加価値の高い農産物の開発、地産地消の促進など、消費者のニーズに合った市場価値の高い農産物の形成を図る必要がある。

表 2-1 (1) 農家数等の推移 (農林業センサス)

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
専 業	戸数 (戸)	372	384	340	337	462	617
	割合 (%)	4.2	4.8	4.9	6.1	9.3	14.0
第 1 種 兼 業	戸数 (戸)	2,542	1,670	1,612	939	761	807
	割合 (%)	29.0	21.0	23.1	16.8	15.3	18.4
第 2 種 兼 業	戸数 (戸)	5,866	5,895	5,035	4,301	3,752	2,975
	割合 (%)	66.8	74.2	72.0	77.1	75.4	67.6
合 計 (戸)		8,780	7,949	6,987	5,577	4,975	4,399

表 2-1 (2) 農業粗生産額と生産農業所得 (生産農業所得統計)

		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 20 年
農業粗生産額 (百万円)		24,183	25,987	22,647	19,667	15,250	15,150	14,540
内 訳	耕種	18,905	20,773	18,519	17,373	13,140	13,130	12,390
	耕種のうち米	16,032	17,790	14,913	14,067	10,230	10,260	9,750
	畜産	5,264	5,290	4,123	2,291	2,100	1,990	2,140
生産農業所得 (百万円)		13,471	12,267	12,143	9,545	5,900	6,500	6,860
効果 1 戸当たり (千円)		1,436	1,397	1,528	1,366	932	1,027	1,084
耕地 10ha 当たり (千円)		96	87	86	69	43	48	51

※現在は市町村ごとの数値について公表されていない。

イ 林業の振興

本市の山林面積は約 902km²で、総面積の 74.6%を占めている。林業経営は、他産業との兼業で行われているが、木材価格の低迷や従事者の高齢化などにより、厳しい現状にある。

しかし、森林の持つ国土保全、水資源涵養等、多面にわたる公益的機能を高度に発揮させることは重要課題であり、所有者の管理意識の高揚を促進することが急務となっている。

このため、林道・作業道などの生産基盤の整備を図りながら、松くい虫防除など、地域森林資源の保全と育成に取り組むとともに、良質の秋田スギ材の生産・流通を推進することが必要である。

また、木質バイオマスエネルギーとして間伐材や伐根、枝葉等の林地残材を活用し、木材産業活性化の促進を図る必要がある。

ウ 水産業の振興

海岸部に3つの漁港を有し、沿岸漁業に取り組んでいるが、小規模経営がほとんどで、漁獲量の減少や後継者不足への対応が課題である。

このため、漁協等の関係機関と連携し、放流事業などによる漁業資源確保を図りながら、漁港や河川等の生産環境の整備を行い、海面、内水面ともに安定した漁業の振興に努める必要がある。

(2) 地場産業の振興

本市の地場産業は、先に述べた農林水産業のほかは民芸品の製造など生産規模としては小規模のものが多く、生産量もそれほど多くないことから、生産者の高齢化と後継者不足が課題となっている。豊かな資源を生かした地場産業の振興を図りながら、循環型社会に対応した新たな産業の育成が必要である。

(3) 由利本荘ブランドの創造

本市には、豊かな資源の中に高品質の産品が沢山あるが、個々に生産・販売しているものもあり、販路も限定され、必ずしも生産者の所得向上に繋がっていない。

所得向上のため、本市の農林水産物や加工品などの販路拡大を図る必要があり、生産から流通販売に至るまで一体的に取り組む必要がある。

また、産品のブランド化や高付加価値化を推進し、産地のこだわりや品質の高さ、リレー出荷できる地域の特性などを活かし、各種団体との連携を強化して「オール由利本荘」で流通販売体制を構築する必要がある。

(4) 企業の誘致対策、起業の促進

本市の工業については、電子部品・デバイス製造を中心とするハイテク産業の集積により発展してきた地域であり、県内においては製造品出荷額の多い地域となっている。

リーマンショックなどによる景気低迷の影響で、生産活動は低調に推移していたが、近年は経済状況の好転により地域経済も回復傾向にある。

若者の定住促進やさらなる雇用の場の確保が求められており、県立大学（システム科学技術学部）や本荘由利産学共同研究センターなど産学官金の連携により、人材の確保や育成に努めながら既存企業の振興とともに新規創業や企業誘致に取り組む必要がある。さらに企業間の技術・従業者交流を促進し、地元労働力の確保と雇用の場の拡大による工業全体の振興を強化する必要がある。

(5) 商業の振興

本市の商業については、中心部に中核機能を有する商店街が形成されているほかは、各地域とも小規模小売店が点在している状況である。

大型小売店やコンビニエンスストアの進出、インターネット及び通信販売などを活用したショッピングの普及により、従来からある小規模小売店の経営を圧迫し、事業所数も年々減少している。

また、既存小売店の多くは、新たな経営投資の抑制、経営者の高齢化、流通形態の変化、後継者不足なども相まって、厳しい経営状況に置かれている。

このような総体的に厳しい状況のなか、経営の近代化や消費者のニーズに対応した経営の改善、後

継者の確保・育成、商店街組織の拡充・支援、経営指導の強化、地域組織の連携による活性化などが必要となっている。

(6) 観光又はレクリエーション

本市には、国指定史跡鳥海山を核として、子吉川や日本海の美しい自然、それに各地の史跡・名勝など他に誇れる観光資源が数多くあるなかで、一体的な整備は行われておらず、小規模観光地が点在している。

豊富な観光資源は大きな可能性を秘めており、この資源を最大限に活用しながら体験・滞在型観光の推進、観光ルート開発をはじめとする観光拠点ネットワーク形成の充実を図る必要がある。

観光資源には、特産品の販売効果も不可欠であり、農業など他産業との連携のもと、地元産物の生産・加工・流通・消費を促進し、また、各種イベントの創出、PR活動を推進しながら、観光資源の有効活用を図り、さらに地域が一体となって観光振興に取り組むことにより、地域産業の活性化を図る必要がある。

(7) 地域産業を支える人材の確保

本市の経済を牽引する地域産業が継続的に発展していくためには、それぞれの産業を支える人材の確保が必要不可欠である。

しかしながら、景気回復に伴う全国的な雇用状況の改善や、若者を中心とした人口流出が進行する中、地元企業、特に中小企業においては人材の確保が難しくなっている。

人口減少に歯止めをかけるためにも、産業集積の強靱化による就労機会の拡大と併せ、地域外からの移住や若者の地元就職につながる取り組みを強化する必要がある。

2 その対策

(1) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

- ① 認定農業者や経営組織の育成を図り、技術習得、研究、生産活動の支援等を充実する。
- ② 新規就農者の受け入れ環境の整備や生産効率の向上に向けた農地流動化の支援を行う。
- ③ 農地中間管理事業を推進し、農地の集積・集約化を支援する。
- ④ 農業・畜産関係基金等の活用により、生産者支援や人材育成等に努める。
- ⑤ 農地、農道、ため池などの整備を図り、農業生産基盤の近代化・強化を促進し、優良農用地の確保に努める。
- ⑥ 農地の有効利用を図るため、県立大学など試験研究機関及び技術指導機関との連携を強化し、多様な地形、気象条件を活かした特産作物の生産を推進する。
- ⑦ 学校給食や公共施設での地場農産物の活用や直売施設のネットワーク化を促進し、直売グループへの支援を行い、地産地消の促進を図る。
- ⑧ 農協等との連携のもと、稲作と両立して市場価値の高い特産物の振興や販路の拡大を図るとともに、野菜・果樹・花き・秋田由利牛などの産地ブランドの確立や付加価値の高い農産加工製品の開発を促進する。
- ⑨ 良質な飼料の自給体制を確立し、技術者養成等により低コスト生産技術の向上を図り、繁殖農家と肥育農家の連携による地域内一貫体系の確立と一大産地化を推進する。

イ 林業の振興

- ① 森林資源の活用を図るため、植栽・保育・間伐による優良秋田スギ材の生産に努める。
- ② 松くい虫等病虫害防除対策を進め、森林の保全対策を充実する。

- ③ 森林施業の効率化と安定化を図るため、林道・作業道の計画的な整備に努める。
- ④ 木質バイオマスエネルギーとして間伐材や林地残材の活用を図る。
- ⑤ 木材を利用した公共施設等の整備を図る。

ウ 水産業の振興

- ① 第一種漁港の整備促進を図る。
- ② ガザミ・マダイなどの放流により、育てる漁業の充実を図る。
- ③ アユ・コイ・イワナ・ヤマメなどの稚魚の放流により、安定した内水面漁業の振興を図る。

(2) 地場産業の振興

- ① 地元で受け継がれている御殿まり等の民芸品の後継者育成の支援に努める。
- ② 産業振興を促進するための計画策定や、バイオマスを活用した製品の製造施設を設置又は建築支援を行うなど、地域資源を活用した循環型社会の形成を推進する。

(3) 由利本荘ブランドの創造

- ① 食品スーパーのバイヤー等を招聘し、市内に埋もれている製品の掘りおこしやブランドアップを図り、首都圏で売れる商品づくりを推進する。
- ② 首都圏スーパーにおける「由利本荘まるごとフェア」や料理教室、市アンテナ居酒屋でのイベントによる市産品や観光などのPRにより、「由利本荘ファン」づくりと情報発信の強化を図る。
- ③ 首都圏での販売実績のある事業者との取引を強化し、市産品取扱いの定番化を推進する。
- ④ 市産品のリレー出荷体制の構築を図る。
- ⑤ 伝統工芸品や特産品などの海外輸出に向けた体制の構築を図る。

(4) 企業の誘致対策、起業の促進

- ① 新規立地企業等の情報収集に努めるとともに、雇用拡大につながる企業誘致を推進する。
- ② 市内企業の健全経営を支援しながら、高齢者をはじめ、余剰労働者が就業できるような就労条件の整備を促し、雇用機会の拡大に努める。
- ③ 本荘由利産学共同研究センター等と連携を図り、地域企業の新技術習得や新製品開発への支援を充実する。
- ④ 由利本荘市商工会等と連携を図り、新規創業やベンチャー企業への支援に努める。

(5) 商業の振興

- ① 交流スペースや駐車場等の整備等による消費者の利便性の向上や商店街の活性化を促進する。
- ② 商業経営の体質強化を図り、商工業者への経営指導や資金貸付・利子補給などの支援の充実に努める。
- ③ 後継者の確保・育成のために、若手経営者の活動支援と情報交換の機会づくり等商工会と一体になってその充実に努める。

(6) 観光又はレクリエーション

- ① 山・川・海の豊富な自然を活用し、体験型・滞在型の観光レクリエーション拠点として公園やスキー場の整備を推進する。
- ② 市内の観光拠点を結ぶルート整備を進めるとともに、効果的な観光案内板の設置など観光案内の機能の充実に努める。

- ③ インターネットの活用により観光情報提供の充実を図り、観光パンフレットやガイドマップを作成し多様な観光ニーズへの対応に努める。
- ④ 道の駅をはじめとする観光施設の情報ネットワーク化によって、適時な観光地情報の提供に努める。
- ⑤ 新たな観光イベントの企画や広域連携によるイベントの創出を図るとともに、新しい特産品の開発を支援する。

(7) 地域産業を支える人材の確保

- ① 移住を考えている幅広い世代に向けて、本市の魅力などの情報を発信する。
- ② 移住希望者個々のニーズに応じて、「仕事」や「住まい」等のきめ細かな情報提供を行う。
- ③ 「移住の好循環」の実現に向けて、移住希望者等とのネットワークを構築する。
- ④ 地域の活性化や産業振興に結びつく人材誘致に向けて、移住前後にかかる費用への支援を行う。
- ⑤ 若年転出者の将来のUターンに向けて、「ふるさと愛」の醸成を図る。
- ⑥ 地元就職促進に取り組む高校や大学等と連携し、地元企業の情報提供を行う。

表2-2(1) 市内総生産の推移 (秋田県市町村民経済計算年報)

(単位：百万円)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
第 一 次 産 業		14,307	9,548	9,078	7,233	9,339
内 訳	農 業	12,581	8,692	8,585	5,869	7,965
	林 業	1,568	765	440	1,297	1,319
	水 産 業	158	91	53	67	55
第 二 次 産 業		94,578	96,766	86,231	57,468	52,395
内 訳	鉱 業	1,831	3,205	3,870	3,045	3,928
	製 造 業	49,458	49,935	48,265	36,817	33,334
	建 設 業	43,289	43,626	34,096	17,606	15,133
第 三 次 産 業		171,145	191,342	190,247	183,665	185,331
内 訳	電気・ガス・水道業	5,536	6,730	5,731	5,529	5,072
	卸売・小売業	31,874	28,034	24,338	22,774	23,315
	金融・保険業	9,931	9,730	10,391	8,198	7,510
	不動産業	34,354	41,094	43,074	39,781	40,065
	運輸・通信業	12,718	14,252	12,440	11,194	12,082
	サービス業	37,369	45,760	47,502	50,238	50,238
	政府サービス生産者	33,469	40,427	40,421	40,199	39,227
	対家計民間非営利サービス生産者	5,894	5,315	6,350	5,752	7,822
小 計 ①		280,030	297,656	285,556	248,366	247,065
(控除) 帰属利子等②		8,452	8,456	8,754	—	—
輸入品に課される税・関税等		—	—	—	-493	-108
合 計 ①-②		271,578	289,200	276,802	247,873	246,957

※平成22年、平成24年については「平成24年度 秋田県市町村民経済計算年報」

※平成12年、平成17年については「平成19年度 秋田県市町村民経済計算年報」

※平成7年については「平成15年度 秋田県市町村民経済計算年報」

表 2 - 2 (2) 工業の就業者及び出荷額 (工業統計調査：従業者 4 人以上)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
事業所数	253	196	166	173	167	161
従業者数 (人)	9, 197	7, 543	7, 185	7, 152	7, 859	7, 419
出荷額※(万円)	15, 791, 865	14, 283, 674	11, 444, 622	11, 342, 134	9, 760, 896	10, 069, 968

※製造品出荷額等

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	経営体育成基盤整備事業 柴野地区 (本荘)	秋 田 県	負担金
		経営体育成基盤整備事業 平根地区 (鳥海)	秋 田 県	負担金
		経営体育成基盤整備事業 松ヶ崎地区 (本荘)	秋 田 県	負担金
		防災ダム事業 芋川地区 (大内)	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 岩木地区 (大内)	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 大内地区 (大内)	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 杉ノ沢地区 (大内)	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 立石堰地区 (矢島)	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 下川内堰地区 (鳥海)	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 枯木第一地区 (鳥海)	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 大栗沢堰地区 (鳥海)	秋 田 県	負担金
		基盤整備促進事業 男鹿内地区 (鳥海)	由利本荘市	
		基盤整備促進事業 小坂戸地区 (矢島)	由利本荘市	
		基盤整備促進事業 境・倉地区 (東由利)	由利本荘市	
		土地改良施設維持管理適正化事業 本荘地域	土地改良区	補助金
		土地改良施設維持管理適正化事業 岩城地域	由利本荘市	
土地改良施設維持管理適正化事業 由利地域	土地改良区	補助金		

林業	土地改良施設維持管理適正化事業 大内地域	土地改良区	補助金
	土地改良施設維持管理適正化事業 東由利地域	由利本荘市	
	土地改良施設維持管理適正化事業 西目地域	土地改良区	補助金
	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 川辺地区（矢島）	秋 田 県	負担金
	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 上ノ原地区（由利）	由利本荘市	
	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 猿倉地区（鳥海）	秋 田 県	負担金
	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 木在地区（矢島）	秋 田 県	負担金
	地林地一体的利用総合整備事業 草地改良 A=60.0	由利本荘市	
	森林病虫害防除対策事業 伐倒駆除、地上散布、樹幹注入等	由利本荘市	
	森林整備センター造林事業 森林整備センター造林地の保育	由利本荘市	
	民有林造林促進事業 下刈、除伐、間伐、枝打ち	民 間	補助金
	森林整備地域活動支援交付金	由利本荘市	
	治山事業 山地・斜面保全	由利本荘市	
	木育推進事業	由利本荘市	
	木質バイオマス利活用施設整備事業	由利本荘市	
	林道中ノ沢線局部改良事業 L=200m W=4.0m	由利本荘市	
	林道高村牧山線舗装事業 L=4,500m W=4.0m	由利本荘市	
	林業専用道整備事業（木在線） L=3,850m W=3.5m	秋 田 県	負担金
	林道鮎上沢線舗装事業 L=600m W=3.6m	由利本荘市	
	林道寒長根線舗装事業 L=1,000m W=4.0m	由利本荘市	
林道綱木沢線改良事業 L=2,000m W=3.0m	由利本荘市		
林道中ノ沢線舗装事業 L=3,700m W=4.0m	由利本荘市		
林道ボツメキ線拡幅改良事業 L=3,250m W=7.0m	由利本荘市		

(2) 漁港施設	林道小山田線舗装事業 L=700m W=3.6m	由利本荘市		
	林道新沢平線舗装事業 L=1,000m W=3.6m	由利本荘市		
	道川漁港整備事業 航路・泊地浚渫	由利本荘市		
	松ヶ崎漁港整備事業 航路・泊地浚渫	由利本荘市		
	西目漁港整備事業 航路・泊地浚渫	由利本荘市		
	本荘漁港整備事業 漁港整備	秋 田 県	負担金	
	道川漁港水産物供給基盤機能保全事業 施設の長寿命化	由利本荘市		
	西目漁港水産物供給基盤機能保全事業 施設の長寿命化	由利本荘市		
	道川漁港水産物加工処理施設整備事業 荷さばき所建設	由利本荘市		
	西目漁港水産物加工処理施設整備事業 荷さばき所建設	由利本荘市		
	道川漁港強い水産業づくり交付金事業 航路・泊地浚渫	由利本荘市		
	松ヶ崎漁港強い水産業づくり交付金事業 航路・泊地浚渫	由利本荘市		
	西目漁港強い水産業づくり交付金事業 航路・泊地浚渫	由利本荘市		
	(3) 経営近代化施設 農 業	花立牧場機械格納庫建設 バキュームカー・2tダンプトラック用	由利本荘市	
		尿運搬用バキューム車 1台 矢島地域	由利本荘市	
堆肥運搬用軽ダンプ 1台 矢島地域		由利本荘市		
堆肥運搬用2tダンプ 1台 大内地域		由利本荘市		
矢島バイオセンター堆肥袋詰機更新		由利本荘市		
矢島バイオセンター尿処理施設改修		由利本荘市		
大内有機センター格納庫建設		由利本荘市		
機能強化事業 東由利堆肥センター増設工事		由利本荘市		
繁殖牛周年預託施設整備事業 本荘地域		民 間	補助金	
畜産団地化推進事業		民 間	補助金	

林業	木材公共施設整備事業 建築工事	由利本荘市	民間補助金
	地域木材利活用振興事業 (移動式チッパー 1式)		
(4)地場産業の振興			
加工施設	牛乳処理施設増設 矢島地域	由利本荘市	
	牛乳処理施設車庫建設 矢島地域	由利本荘市	
	そば乾燥・製粉施設整備	由利本荘市	
流通販売施設	林産加工施設整備事業	由利本荘市	
	東由利地場産業センター修繕事業 駐車場舗装	由利本荘市	
(8)観光又はレクリエーション	観光案内看板整備事業 観光誘導看板	由利本荘市	
	矢島スキー場改修整備事業 グレンデ整備、圧雪車購入1台	由利本荘市	
	花立牧場公園整備事業 公園施設改修	由利本荘市	
	青少年旅行村整備事業 施設改修	由利本荘市	
	ゆりの里交流センター大規模改修事業 施設改修、設備更新	由利本荘市	
	天鷲郷施設整備事業 天鷲村・天鷲城改修	由利本荘市	
	浜館公園展望台解体・設置事業	由利本荘市	
	八塩いこいの森パークゴルフ場整備事業 A=21,000㎡ コースL=940m (18H)	由利本荘市	
	花立地区ウッドチップロード整備事業 L=4,000m	由利本荘市	
	はーとぽーと大内関連施設整備事業 施設修繕、備品更新	由利本荘市	
	かしわ温泉整備事業 施設修繕、備品更新	由利本荘市	
	休養宿泊施設「鳥海荘」大規模改修工事 施設改修	由利本荘市	
	道の駅「岩城」関連施設整備事業 屋根改修、設備更新	由利本荘市	
	癒しの空間リフレッシュの森整備 施設修繕、備品更新	由利本荘市	
	黄桜温泉「湯楽里」維持管理補修事業 施設修繕、備品更新	由利本荘市	
	八塩いこいの森維持管理事業	由利本荘市	

		八塩山環境整備事業	由利本荘市
		道の駅「にしめ」整備事業 レストラン・事務室等増築	由利本荘市
		法体園地管理棟改修事業 施設改修	由利本荘市
		菖蒲公園整備事業	由利本荘市
	(10)その他	大内有機センター屋根張替	由利本荘市
		農産物加工処理施設外壁改修、備品購入 東由利地域	由利本荘市
		大内畜産センター草地管理機械更新（4機種） 機械整備事業	由利本荘市
		東由利堆肥センター尿処理施設及び堆肥運搬車3台、機械類(5機種)更新	由利本荘市
		農林水産物、加工品等の由利本荘ブランドの確立（ソフト）	由利本荘市
		販路拡大と流通体制の確立	由利本荘市
		道の駅、産直施設の販売力強化	由利本荘市
		移住・定住促進事業（ソフト）	由利本荘市
		学卒者地元就職促進事業（ソフト）	由利本荘市

4 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

農業畜産振興施設については、合併前から特定の団体個人が維持管理しているものが多く、譲渡を原則に協議していく。

道の駅・温泉施設については、維持補修に多大な経費を要することから、計画的な改修・修繕を行っていく。

観光施設であるキャンプ場については、合併前に整備したコテージ等が多くあることから、ニーズに合った維持管理を行う。

スキー場については、人口減少等により利用客が減っていることから利用状況を考慮した施設の維持管理に努める。

第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系等の整備方針

広域な面積を有する本市において、市内を放射状に伸びる国道を中心に、それに接続する県道及び市道を整備することで、通勤・通学などの市民生活の利便性の向上を図る。

また、日本海沿岸東北自動車道の早期整備を強く働きかけ、その早期完成を促進することで、他地域との交流と物流を円滑にし、産業の振興を進める。

情報化については、光ファイバ網等を利用した情報の共有化により、さらなる通信環境の格差是正を図りながら、教育、産業等の振興を図る。

さらに、これまで取り組んできている姉妹都市等との交流事業に加えて、グリーンツーリズムの推進を図り、交流人口の増加による地域活性化を促進する。

(2) 国・県道の整備

国・県道を整備することで、移動に係る時間を短縮し、緊急時の対策の充実を進めるためにも、各地域を放射状、環状につなぐこれらの道路の早期整備を目指す。

(3) 市道の整備

通勤・通学など生活に必要な道路の安全を確保し、安心で便利な市民生活を図る。

本市の市道実延長は約2,079キロメートルで、平成25年度末での改良済延長が、約1,430キロメートル、改良率68.7パーセントである。

今後も、市道の改良整備を図り、平成32年度までに改良率70%を目指す。

さらに、道路や橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、予防保全の促進を図る。

また、道路除排雪の機械整備、施設の充実を図り冬期交通の確保を図る。

(4) 公共交通対策

羽越本線や鳥海山ろく線などの鉄道やバス路線について、利用しやすいダイヤ編成等の実現を求めていくとともに、必要に応じてコミュニティバスの運行を検討するなど、通勤・通学や通院、買い物など、市民生活の向上に資する公共交通環境の構築を図る。

(5) 電気通信施設の整備及び情報化の推進

市内全域に整備された光ファイバ等情報通信網やCATVを活用し、緊急時の迅速な情報伝達を確立することはもちろん、電子申請の拡充など日常生活における利便性の向上を進め、情報化の推進による格差是正と安全・安心・便利な市民生活の実現を図る。

(6) 地域間交流の促進

友好都市との交流に加え、市内で行われているグリーンツーリズム等に関して、広く情報提供するなどの支援を図り、誘客を促進して交流人口の増加に努める。

1 現況と問題点

(1) 国・県道の整備

本市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には、20km～75kmの圏内である。

本市の道路網は、日本海沿岸東北自動車道と、ほぼ放射線状に6本の一般国道が走っており、日本

海沿岸を縦走する国道7号と、主要国道3路線（国道105号、107号、108号）が中心部で主要地方道及びそれぞれの地域間を結ぶ市道と連結して形成されており、一般国道6路線の市内延長は172,421mに及んでいるが、狭隘で改良を要する箇所も多く存在する状況である。

また、日本海沿岸東北自動車道に接続するアクセス道路、地域内幹線道路網の整備拡充により、交通・物流などの地域間交流が、今後益々拡大することが予想されている。

国・県道とも通勤、通学、産業等地域経済の主要路線であり、防雪柵、歩道等の安全施設と併せて、バイパス化による利便性の向上など、道路改良整備を働きかける必要がある。

(2) 市道の整備

市民生活、産業活動に密接に関わる市道について改良舗装等の整備に努めてきた。今後は、国・県道へのアクセスをスムーズにするとともに、交通の安全確保、景観に配慮した道路・橋梁・街路灯・街路樹の整備、除雪体制の強化など、快適な道路環境整備が大きな課題である。

表3-1(1) 道路現況 (道路現況調査) (平成26年4月1日現在)

		路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	舗装済延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
国 道		6	172,421	156,443	159,836	90.7	92.7
日本海東北自動車道		1	32,229	32,229	32,229	100.0	100.0
県 道	主要地方道	14	177,818	110,449	85,200	62.1	47.9
	一般地方道	9	58,778	35,508	35,654	60.4	60.6
市 道	1 級	130	366,438	360,445	361,788	98.4	98.7
	2 級	137	263,848	241,044	233,959	91.4	88.7
	そ の 他	3,367	1,449,426	828,201	853,739	57.1	58.9

(3) 公共交通対策

本市の公共交通機関は、国道7号と並走するJR羽越本線、これに接続する第三セクターの鳥海山ろく線、さらに生活路線バスやコミュニティバスがあり、通勤、通学、通院など地域住民の交通手段として利用されている。

JR羽越本線については、羽越新幹線の整備促進、生活路線ダイヤの改善や複線化、駅舎や交通結節点の整備等利便性の向上が望まれる。鳥海山ろく線については、第三セクター会社の経営基盤の安定化に努め、住民のさらなる利用促進が課題である。

バス路線については、地域住民にとっては不可欠な交通機関であり、生活路線バスの利便性ととともに、バス事業者との連携のもとに運行路線の確保に努める必要がある。また、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行による利便性の向上に努め、パーク・アンド・ライド方式の交通システムの導入により、地域交通の円滑化が望まれる。

(4) 電気通信施設の整備及び情報化の推進

本市においては、光ファイバ等情報通信網やCATVなどが県内でも最も進んでいる地域であるという特性を活かしながら、地域の生活情報・産業情報などの受発信や各分野における情報化の推進が必要である。

移動通信については、携帯電話が急速に普及し、防災連絡やコミュニティ通信には必要不可欠な通信機器となっており、不感地域の解消による、安定した通信環境を確保するための基盤整備が必要である。

近年、飛躍的に高度情報化の基盤整備が進展する中で、産業・福祉・教育・観光情報等への新たな

メディア導入は、地域間の情報格差解消と生活の利便性の向上、地場産業の活性化などに必要不可欠な時代となっており、通信基盤の整備促進や地域情報化対策の推進が必要である。

(5) 地域間交流の促進

本市は、合併以前の各市町において、福島県いわき市、長野県佐久市、香川県高松市の3市と友好都市締結をしており、合併以後に友好都市締結をした香川県丸亀市を含め、4市と文化、観光及び物産面で交流を続けており、「交流の芽」事業を利用した小学生による交流事業等も行われている。

近年では、グリーンツーリズムの実施や二地域居住に向けたツアーなどが行われるなど、民間やNPOが主体となった動きが出てきていることから、交流に必要な観光や居住に関する情報を提供する体制づくりが必要となっている。

2 その対策

(1) 国・県道の整備

- ① 日本海沿岸東北自動車道や地域高規格道路の早期完成とアクセス道路の整備を関係機関へ働きかけるなど、高速交通網の整備促進に努める。
- ② 関係機関の協力を得ながら、地域間を結ぶ幹線道路や外環状道路の計画的な整備促進を要請する。
- ③ 観光ルート、地域間交流道路として整備促進を働きかけていく。
- ④ 歩行者の視点に立った歩道・通学路の安全性・利便性の向上を図るため、整備促進を要請する。

(2) 市道の整備

- ① 交通の安全に配慮し、計画的に各地域との道路体系を確立するとともに、歩行者の安全確保のための歩道設置など、市民の生活に密着した市道の維持・整備に努める。
- ② 除雪の充実、流雪溝や消融雪設備の整備、防雪柵等の整備を図りながら冬期間交通の確保に努める。
- ③ 定期的な点検等の実施により、損傷・劣化等の状況をたえず把握し、費用対効果の高い、適切な維持管理を行うための計画策定を行う。

(3) 公共交通対策

- ① JR羽越本線については、羽越新幹線の整備促進、生活路線ダイヤの改善や複線化を引き続き要望し、また、駅舎や交通結節点の整備等利便性の向上を図る。
- ② 鳥海山ろく線については、第三セクター会社の経営基盤の安定化に努め、利用の促進を図る。
- ③ 市内バス路線の充実と利用の促進を図るとともに、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行などによる利便性の向上に努める。

(4) 電気通信施設の整備及び情報化の推進

- ① 光ファイバ等情報通信網を活用し、市民によるCATV番組作製や電子申請の実施等、地域情報化を促進する。
- ② 携帯電話の不感地域の解消を図るため、情報通信基盤整備を進め、格差是正に努める。
- ③ 学校教育や生涯学習などにおける情報教育の充実を図り、高度情報化社会に対応できる、専門的な知識や技術を持った人材を育成する。
- ④ 教育・福祉・産業等の各分野における情報利用ネットワーク化を広域的に促進する。

(5) 地域間交流の促進

- ① 関係団体と連携し、観光情報の効果的な提供や地域産物の売り込みを行い、誘客を促進する。
- ② 移住希望者の受け入れを円滑に行うため、市内の空き家情報など必要とする情報を提供する仕組みを整える。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道路	(新設)		
		市道石ノ花環状線 L=650m W=8.5(12.0)m	由利本荘市	
		(仮) 市道福祉エリア西目線 L=285m W=8.5(12.0)m	由利本荘市	
		市道新道下藤崎台幹線1号 L=653m W=7.0m	由利本荘市	
		都市計画道路羽後本荘駅東西自由通路線・西口 広前場整備事業 自由通路 L=61m W=4.0m、広場 A=6,000 m ²	由利本荘市	
		都市計画道路砂子下田尻線、国道7号交差点 整備事業 L=250m W=(6.0)17.0m	由利本荘市	
		(改良)		
		県道羽後本荘停車場線整備事業負担金 L=350.0m W=18.0m	秋田県	負担金
		市道竜巻1号線 L=430m W=8.5(12.0)m	由利本荘市	
		市道田尻石脇線 L=440m W=8.5(12.0)m	由利本荘市	
		市道猿倉花立線復旧事業 L=300m W=6.0(8.5)m	由利本荘市	
		市道祓川線 L=795m W=6.0(7.0)m	由利本荘市	
		市道田高中沢線 L=260m W=5.5(7.0)m	由利本荘市	
		市道松ヶ崎49号・51号線 L=140m W=5.5(6.5)m	由利本荘市	
		(仮) 市道藤崎埋田線 市道 L=410m W=5.5(7.0)m	由利本荘市	
		都市計画道路停車場東口線・停車場東口広場 整備事業 東口線 L=340m W=16.0m、広場 A=5,500 m ²	由利本荘市	
		市道坂之下線 L=400m W=6.0(7.0)m	由利本荘市	

市道熊之子沢線 L=1,100m W=4.0~5.5m	由利本荘市
市道前杉豊町矢越線 L=3,270m W=5.0~6.5m	由利本荘市
市道矢島下郷線 L=1,300m W=5.5~6.5m	由利本荘市
市道停車場線 L=400m W=8.0~12.0m	由利本荘市
市道祓川線 L=900m W=4.0~6.0(8.0)m	由利本荘市
市道小田中通線 L=400m W=4.0(5.0)m	由利本荘市
市道道仏坂上原線 L=2,200m W=6.0(8.0)m	由利本荘市
市道矢島1号線 L=2,200m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道杉沢谷地沢線 L=2,500m W=5.0~8.0m	由利本荘市
市道杉沢田中線 L=700m W=4.5~7.0m	由利本荘市
市道小板戸杉沢線 L=800m W=4.5~5.5m	由利本荘市
市道熊之子沢上原線 L=1,400m W=4.5~5.5m	由利本荘市
市道木在幹線 L=1,000m W=4.5~5.5m	由利本荘市
市道猿倉花立線 L=2,000m W=6.0~12.0m	由利本荘市
市道道川中央線 L=2,905m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道烏森井戸ノ沢線 L=900m W=6.0(11.0)m	由利本荘市
市道高野黒川線 L=3,426m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道二古亀田線 L=3,000m W=6.0(11.5)m	由利本荘市
市道上蛇田高野線 L=3,000m W=6.0(8.5)m	由利本荘市
市道烏沼環状線 L=1,725m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道新谷縦貫線 L=2,000m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道天さぎ線 L=700m W=6.0(10.0)m	由利本荘市
市道福俣線 L=100m W=4.0(5.0)m	由利本荘市

市道道川駅線 L=126m W=9.0(11.5)m	由利本荘市
市道愛宕町線 L=580m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道上黒川線 L=1,200m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道力井田沢線 L=2,295m W=4.0(5.0)m	由利本荘市
市道狐森川尻線 L=140m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道鶴潟水沢線 L=1,112m W=8.5(9.5)m	由利本荘市
市道岩城東幹線 L=3,460m W=9.0(10.0)m	由利本荘市
市道二古赤平線 L=1,566m W=6.5(7.5)m	由利本荘市
市道松ヶ崎亀田線 L=2,720m W=9.0(10.0)m	由利本荘市
市道赤平最上町線 L=330m W=8.0(12.0)m	由利本荘市
市道中谷地線 L=600m W=4.0m	由利本荘市
市道屋敷西由利原線 L=700m W=4.0m	由利本荘市
市道奉行免5号線 L=120m W=4.0m	由利本荘市
市道二夕子線 L=350m W=4.0m	由利本荘市
市道平の脇線 L=2,396m W=4.0m	由利本荘市
市道久保田大森台線 L=2,500m W=7.0m	由利本荘市
市道町村四角井戸線 L=1,900m W=7.0m	由利本荘市
市道明法黒沢線 L=200m W=9.5m	由利本荘市
市道寺田沢口線 L=550m W=5.0m	由利本荘市
市道黒沢南由利原線 L=2,000m W=7.0m	由利本荘市
市道吉沢東由利線 L=2,000m W=4.0m	由利本荘市
市道東鮎川線 L=600m W=5.0m	由利本荘市
市道前郷蟹沢線 L=800m W=5.0m	由利本荘市

市道石垣線 L=170m W=5.0m	由利本荘市
市道金山線 L=5,000m W=5.0m	由利本荘市
市道屋敷東由利原線 L=1,000m W=5.0m	由利本荘市
市道奉行免森子線 L=1,000m W=5.0m	由利本荘市
市道山本土倉線 L=500m W=5.0m	由利本荘市
市道前郷上野線 L=500m W=7.0m	由利本荘市
市道南由利原5号線 L=850m W=5.0m	由利本荘市
市道大谷地1号線 L=2,700m W=2.0m	由利本荘市
市道大谷地2号線 L=3,800m W=2.0m	由利本荘市
市道前郷根堀台線 L=200m W=10.0m	由利本荘市
市道岩谷・黒川線 L=50m W=7.0m	由利本荘市
市道德沢・加賀沢線 L=500m W=4.0m	由利本荘市
市道及位・長根山・葛岡線（国道105号交差点） L=400m W=8.5m	由利本荘市
市道平岫・小又線 L=200m W=4.0m	由利本荘市
市道岩谷・黒川線 L=2,300m W=5.0m	由利本荘市
市道高尾・岩城線 L=800m W=4.0m	由利本荘市
市道及位・長根山・葛岡線 L=550m W=5.0m	由利本荘市
市道平岫・畑線 L=150m W=4.0m	由利本荘市
市道畑・朴沢線 L=500m W=4.0m	由利本荘市
市道新田・畑・雄和線 L=1,000m W=5.0m	由利本荘市
市道岩谷小学校線 L=130m W=5.0m	由利本荘市
市道川口・岩谷線 L=100m W=6.0m	由利本荘市
市道三川・増川線 L=200m W=4.0m	由利本荘市
市道中俣・鬼ヶ台線 L=650m W=5.0m	由利本荘市

市道小又・板井沢・新田線 L=300m W=5.0m	由利本荘市
市道大谷・西野・日渡線 L=1,361m W=5.0m	由利本荘市
市道深沢・前田表線 L=300m W=4.0m	由利本荘市
市道葛岡・逸鳥・中俣線 L=2,800m W=7.0m	由利本荘市
市道次崎檜渕線 L=4,177m W=7.0m	由利本荘市
市道高尾・岩城線 L=2,000m W=4.0m	由利本荘市
市道松本・新沢線 L=1,000m W=7.0m	由利本荘市
市道中俣・鬼ヶ台線 L=650m W=5.0m	由利本荘市
市道三川・北福田・金崎線 L=300m W=4.0m	由利本荘市
市道金山線 L=1,000m W=8.0m	由利本荘市
市道黒渕線 L=280m W=8.0m 橋梁 1 基	由利本荘市
市道中学校線 L=700m W=11.5m	由利本荘市
市道法内西山線 L=3,000m W=11.5m	由利本荘市
市道坪倉線 L=600m W=11.5m	由利本荘市
市道台山線（げんき館前） L=190m W=7.0m	由利本荘市
市道台山線（四ツ眼交差点） L=400m W=6.0m	由利本荘市
市道土場沢線 L=500m W=5.0m	由利本荘市
市道両前寺線 L=400m W=7.0m	由利本荘市
市道蔵上里線 L=400m W=5.0m	由利本荘市
市道館合線 L=240m W=5.0m	由利本荘市
市道蔵横渡線 L=100m W=6.0m	由利本荘市
市道袖山線 L=250m W=7.0m	由利本荘市
市道大琴中央線 L=200m W=7.0m	由利本荘市
市道湯出野線 L=680m W=5.0m	由利本荘市

市道兩前寺・寺田線 L=270m W=5.0m	由利本荘市
市道八塩小学校線 L=135m W=7.0m	由利本荘市
市道宇戸坂滝の沢線 L=165m W=5.0m	由利本荘市
市道新町線 L=200m W=5.0m	由利本荘市
市道西日本荘線 L=1,800m W=10.0m	由利本荘市
市道孫七山猿田線 L=2,630m W=8.0m	由利本荘市
市道瀧保12号線 L=1,100m W=7.0m	由利本荘市
市道中沢・大揚線 L=950m W=6.0m	由利本荘市
市道出戸1号線 L=860m W=5.0m	由利本荘市
市道出戸2号線 L=240m W=5.0m	由利本荘市
市道養豚団地線 L=180m W=6.0m	由利本荘市
市道鳥海線 L=1,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道伏見沢間木線 L=2,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道枯木線 L=4,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道上貝沢線 L=300m W=3.0(3.5)m	由利本荘市
市道中村針水線 L=500m W=4.0(4.5)m	由利本荘市
市道上直根百宅線 L=310m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道大川端猿倉線 L=2,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道伏見線 L=2,400m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道天神平ノ沢線 L=320m W=4.5(5.5)m	由利本荘市
市道伏見沢外山線 L=1,000m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道田代線 L=300m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道伏見才ノ神線 L=100m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道上川内雄勝線 L=5,000m W=5.0(6.0)m	由利本荘市

	市道百宅線 L=500m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
	市道上屋敷線 L=480m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
	市道芦ヶ渕線 L=620m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
	(仮)市道鳥海ダム線(代替道路)	由利本荘市
	市道荒沢線 L=150m W=4.2(5.5)m	由利本荘市
	市道下野本屋敷線 L=100m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
	市道八日町線 L=180m W=4.5(5.5)m	由利本荘市
橋りょう	(改良)	
	市道下野・本屋敷線落合橋 L=74.0m W=4.5(5.0)m	由利本荘市
	市道葛岡・逸鳥・中俣線長坂橋 L=60.0m W=6.5(7.0)m	由利本荘市
	市道前杉豊町矢越線金沢橋 L=18.5m W=5.5(6.0)m	由利本荘市
	市道蔵上里線上里橋 L=48.0m W=3.5(4.0)m	由利本荘市
	市道内黒瀬赤田線赤田橋 L=28.2m W=5.5(6.0)m	由利本荘市
	市道松本・新沢線新沢大橋 L=45.0m W=6.5(7.0)m	由利本荘市
	市道出戸1号橋 L=6.0m W=4.2m(4.6m)	由利本荘市
その他	LED防犯灯設置事業(全域)	由利本荘市
	道路法面補修補強事業(全域)	由利本荘市
	道路法面調査事業(全域)	由利本荘市
	トンネル修繕(9箇所)	由利本荘市
	市道国体環状線融雪施設更新事業 L=126m	由利本荘市
	市道川口二十六木線 舗装打換 L=1,156m W=8.5m	由利本荘市
	市道川口岩谷線 舗装打換 L=2,368m W=6.0m	由利本荘市
	市道松ヶ崎亀田線 歩道新設 L=2,500m W=3.0m	由利本荘市
	市道蔵上里線 歩道改良 L=200m W=2.0m	由利本荘市

市道西山線 歩道改良 L=400m W=2.0m	由利本荘市
市道北中央線 L=300m 防雪柵	由利本荘市
市道小学校線 L=150m 防雪柵	由利本荘市
市道矢島学校通線 L=500m 防雪柵	由利本荘市
市道前杉豊町矢越線 L=100m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道新荘軽井沢線 L=100m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道杉沢小板戸線 L=100m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道田高・中沢線 L=600m 防雪柵	由利本荘市
市道御伊勢下中島線 L=600m 防雪柵	由利本荘市
市道大谷・西野・日渡線 L=600m 防雪柵	由利本荘市
市道三川・北福田・金崎線 L=300m 防雪柵	由利本荘市
市道川口・岩谷線 L=1,400m 防雪柵	由利本荘市
市道葛岡・逸鳥・中俣線 L=330m 防雪柵	由利本荘市
市道次崎檜渕線 L=50m 雪崩防止柵 N=15基	由利本荘市
市道高村線 L=50m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道袖山線 L=30m 雪崩予防柵	由利本荘市
市道西山線 L=50m 雪崩予防柵	由利本荘市
市道小川清水渕線 雪崩予防柵 N=40基	由利本荘市
市道東街道線 雪崩予防柵 N=40基	由利本荘市
市道杉峠線 法面改良 A=12,000m ²	由利本荘市
市道中村針水線 法面改良 A=8,000m ²	由利本荘市
市道下直根猿倉線 法面改良 A=3,000m ²	由利本荘市
市道下川内伏見線 法面改良 A=1,000m ²	由利本荘市

	市道矢島1号線災害防除事業 法面对策 A=7,800 m ²	由利本荘市	
	市道猿倉花立線災害防除事業 法面对策 N=3 箇所	由利本荘市	
	市道久保田大森台線災害防除事業	由利本荘市	
	市道舟木線災害防除事業 法面对策 A=1,000 m ²	由利本荘市	
	市道祓川線防護柵改修事業 ガードレール・ガードロープ 8箇所	由利本荘市	
	市道郷内団地1号、2号線流雪溝設置事業 L=500m VS500	由利本荘市	
	矢島地区流雪溝改修事業(矢島) L=10箇所	由利本荘市	
	市道松本・長坂・葛岡線流雪溝改修事業 L=700m W=600型	由利本荘市	
	市道老方後町線流雪溝設置事業 L=700m W=500型	由利本荘市	
	市道大琴中央線流雪溝改修事業 L=100m W=600型	由利本荘市	
	市道蔵横渡線流雪溝改修事業 L=700m W=600型	由利本荘市	
	老方地区流雪溝用ポンプ設置(東由利) 45kW 1基	由利本荘市	
(6)電気通信施設等 情報化のための施設			
通信用鉄塔施設	移動通信鉄塔施設整備事業 大内2基、東由利3基、鳥海2基	由利本荘市	
告知放送施設	CATV施設更新事業	由利本荘市	
その他情報化のための 施設	拠点間IP伝送設備高速化事業	由利本荘市	
	公衆無線LAN設備整備事業	由利本荘市	
(7)自動車等 自動車	コミュニティバス導入事業(伏見上笹子線) 車両購入2台	由利本荘市	
(9)道路整備機械等	建設機械整備事業(ドーザー 18台、グレーダ 1台、ロータリー 5台、散布車 1台、小型ロータリー 2台)	由利本荘市	
	道路維持車整備事業 道路河川パトロール車 1台、ダンプトラック 1台	由利本荘市	
	除雪センター等整備事業(大内、東由利) 除雪センター 1棟、車庫等 2棟、格納庫 1棟	由利本荘市	
(11)過疎地域自立 促進特別事業	由利高原鉄道運営支援事業 ①事業の必要性 地域住民の日常生活に必要な移動のための交通手段であり、鳥海地域の観光振興を図っていくための重要な資源である由利高原鉄道を維持していく必要がある。	由利高原鉄道株式会社	補助金

	<p>②具体の事業内容 由利高原鉄道活性化計画（H28～H32）に基づく地元負担として、運行経費への補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 地域住民の交通手段の維持が図られ、安全・安心に暮らせる定住環境が確保される。また鉄道が存在することによる地域イメージの向上や観光客の誘客が図られ、観光振興につながり、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>橋梁・トンネル長寿命化支援事業</p> <p>①事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため橋梁・トンネルの適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 橋梁・トンネルの調査を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定するとともに、その計画に則り修繕を行う。</p> <p>③事業効果 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、橋梁・トンネルの耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市
	<p>路面性状調査事業</p> <p>①事業の必要性 市内には老朽化した市道が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり地域住民の安全な交通を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 市道の損傷・劣化等を把握し、修繕計画に基づく予防的な修繕を実施する。</p> <p>③事業の効果 市道の修繕に係る経費の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。 このことから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市
(12) その他	<p>コミュニティバス導入事業 回転場整備、車庫、待合所整備</p> <p>JR 道川駅東口整備 (駐車場・駐輪場整備、家屋移転)</p>	由利本荘市 由利本荘市

4 公共施設等総合管理計画との整合

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を

推進する。

道路施設は、社会経済活動を支える根幹的なネットワークであることから、その機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。

橋梁・トンネル・付属施設については、国の定期点検要領に基づき5年に1度、近接目視による点検・評価を実施し、施設の個別計画を作成することで、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、施設の長寿命化を図ることを目標とし、修繕・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ることとしている。

第4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備方針

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、安定した水道供給や、下水道の処理区域の拡大、緊急時に対応した体制づくりと、安全で快適な居住環境の整備を進める。

(2) 水道、下水道施設の整備

上水道施設は、普及率が99.2%に達していることから、施設の機能強化や老朽管の更新など施設の維持・保全対策に努める。

下水道施設は、公共下水道の平成30年度末目標普及率を43.8%、集落排水等を同33.2%と見込んでおり、合併処理浄化槽の処理分と合わせ、全体で88.0%の普及率の達成に努める。特に、集落排水事業等については、平成28年度に予定区域の整備完了を見込む。

(3) 消防・救急・防災体制の整備

消防・救急・防災の設備を整備し、消防団の確保対策を講じながら緊急時に備えた体制を確保するとともに、大規模災害時における近隣消防本部との広域応援態勢の強化を進め、市民生活の安全・安心と安定・継続した組織の強化を図る。

(4) ごみ処理施設の整備等

ダイオキシン対策に対応し、環境に配慮した処理施設の建設等を進めるとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の分別の必要性や不法投棄防止など、ごみ処理に関する情報発信等の啓発活動、ごみ排出の有料化、エコバック持参運動、古着回収等への取り組みによるごみの減量化の推進などもあわせ、将来にわたり安全で安定した処理が可能な環境整備を図る。

(5) 快適な生活・居住空間の整備

公営住宅整備や住宅リフォーム支援による居住環境の向上などを図り、また、冬季の克雪対策を進め、定住促進を図る。さらに、故人を偲びあたたかく見送る大切な施設である斎場と、末代まで受け継がれる大切な家族の絆である墓地を、安定的・持続的に提供できるよう整備を図り、将来にわたって安心して住み続けることができる生活環境の提供に努める。

1 現況と問題点

(1) 水道、下水道施設の整備

ア 水道施設の整備

本市の水道施設は、上水道と簡易水道で構成され、合併以前の各市町で昭和30年代から水道施設整備に着手し、年々増大する水需要に対応するため水源確保と拡張工事を進めてきた結果、給水人口は、上水道が61,411人、簡易水道が18,983人、合計80,394人で、全体の普及率は99.2パーセントとなっている。

今後は人口減少により給水人口や給水量も減少すると予測されているが、水道は市民生活や産業活動を支える重要なライフラインであり、今後も安全で安定した水源の確保・保全に努めるとともに、安全でおいしい水道水の安定供給のため、クリプトスポリジウム対策や老朽化した浄水場の改修、耐震管への更新などが必要である。

イ 下水道施設の整備

下水道施設整備については、「由利本荘市生活排水処理整備構想」に基づき整備を進めており、公

共下水道、農業集落排水等及び合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備状況は、現在、処理人口69,720人、普及率85.7%という状況である。

今後は、河川などの公共用水域の保全と資源循環型社会の構築により、快適な環境をつくり、美しい自然を次の世代に伝えるため、事業促進による未普及地域の解消に努めるとともに老朽施設の長寿命化を図る必要がある。

(2) 消防・救急・防災体制の整備

本市の常備消防は、合併前の2消防事務組合を統合したもので、1消防本部、2消防署、6分署で構成されている。また、非常備消防は、1消防団、8支団、48分団で構成されているが、消防団員の確保については、近年における就業形態の多様化などにより、年々困難の度合いが高まっている。今後は、常備消防との連携のあり方や消防組織の再編、機能別消防団員等の確保等が課題である。

また、防災体制については、平成27年6月に修正した地域防災計画にしたがい、大規模な地震や災害に迅速、的確な対応がとれるよう、危機管理体制の確立を図る必要がある。災害時には、同報化された防災行政無線やJ-ALERTにより迅速に市民へ防災情報を提供するとともに、市内の全世帯にIP音声告知放送の普及を図るなど、さらなる情報伝達体制の充実を図るべきである。組織的な体制整備としては、自主防災組織の育成を図るなど市民と一体となった防災体制の強化が必要である。

(3) ごみ処理施設の整備等

一般廃棄物のうち可燃物の焼却は、本荘清掃センターの基幹改良工事完了に伴い、市内1施設(市営)で対応しており、同時に、矢島鳥海清掃センターは焼却機能を廃止し、矢島・鳥海地域のごみ集積拠点(サテライトセンター)として整備することとしている。本荘清掃センターの延命期間は10年を基本としていることから、将来の(新)ごみ処理施設建設に向けた計画が必要となっている。

資源物は、市営1施設においてリサイクル処理されているが、施設や設備機器の老朽化が進んでいることから、その更新が必要となっている。

また、最終処分場については、各地域に点在し容量に限りがあることから、現施設の延命化、廃止や統合などを視野に入れた再編が必要となっている。特に、焼却灰の埋立については、矢島鳥海最終処分場の活用は可能であるものの、主たる施設である広域組合営の最終処分場の埋立可能容量が少なくなりつつあることも踏まえ、新たな市営埋立処分場の設置が喫緊の課題となっている。

これらの施設を有効利用し、循環型社会の形成を図るには、合わせて分別収集や再資源化による減量化や不法投棄の防止など、市民意識の啓発をさらに推進する必要がある。

(4) 快適な生活・居住空間の整備

本市の市営住宅の状況は、41団地、790戸となっている。そのうちの714戸は、住宅に困窮する低所得者向けの公営住宅として供給することで、生活セーフティネットの機能を果たすとともに、定住促進対策にも大きく寄与している。平成19年度策定の住生活基本計画の需要見込みでは、戸数についてはほぼ現状維持で充足すると見込まれていることから新たな市営住宅の建設は必要ないが、老朽化した市営住宅の建て替えを計画の際には、今後の必要ストック戸数を推定して供給戸数を把握し、市民ニーズや多様な居住スタイルに適応した良質な市営住宅の外、高齢化社会に対応した住宅の供給が今後必要である。既存の市営住宅については、適切な改修を計画的に実施し、良好な住生活環境を維持する。

本市においては、今後の高齢化の進展により、益々火葬及び墓地の必要性が高まってくることから、拡大する需要に応えなければならない。

しかしながら、本市の斎場4施設については、由利斎場と東由利斎場がいずれも築後25年以上が経過し、施設全般に老朽化が著しく、早期の整備が必要とされており、また、他斎場を含め、年々火

葬炉の機能面での低下がみられるなど、安定的・持続的に火葬を行うためには、老朽化の進む斎場の廃止、新設、統合の可能性も含めた斎場の整備により、将来にわたって火葬の需要に応える必要がある。

一方、本市の市営墓地3施設については、平成24年度から25年度にかけて拡張工事を行った新山野墓園（本荘地域）を除き、昭和56年開設の緑ヶ丘墓地（岩城地域）と昭和55年開設の新道下墓地（西目地域）はいずれも飽和状態にあり、安定した供給が困難な状況にある。

(5) その他老朽化公共施設の管理

過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加している。倒壊や、火災、犯罪等を未然に防止し、市民の安心・安全の確保を実現するために、老朽化不要公共施設を適正に管理する必要がある。

2 その対策

(1) 水道、下水道施設の整備

ア 水道施設の整備

- ① 安全で安定した水源の確保・保全を図るとともに、クリプトスポリジウム対策を徹底する。
- ② 定期的な点検と老朽化した管路及び浄水場、石綿管の計画的な更新により、安定した水道供給に努める。
- ③ 給水人口や給水量が減少した状況においても、料金収入による健全で安定した水道事業経営に努める。
- ④ 上水道事業と簡易水道事業等の経営統合を目指す。

イ 下水道施設の整備

- ① 下水道整備事業を継続し、処理区域の拡大、汚水処理施設の老朽化に伴う改築更新や合併処理浄化槽の整備などを促進する。
- ② 利用率の拡大に努め、下水道長寿命化制度の活用により施設の効率的な維持管理を図る。

(2) 消防・救急・防災体制の整備

- ① 防災活動の拠点となる消防署等消防施設の機能強化を図るとともに、消防無線、防火水槽、消防ポンプ等の消防・防災設備の整備を促進する。
- ② 災害時の緊急連絡施設として、設備の整備充実や管理・運用体制の改善を図る。
- ③ 災害予防事業の進捗に合わせ、自主防災組織の活動、要配慮者対策及び市民の災害予防意識の啓発を促進し、消防団の加入促進、学校や地域、事業所等における火災・防災訓練の充実を努める。

(3) ごみ処理施設の整備等

- ① 安心・安全・安定稼働を確保できる、可燃・不燃ごみ処理施設の整備を推進する。
- ② 最終処分場について、周辺環境の保全に配慮した管理運営に努めるとともに、新たな市営埋立処分場整備の計画を進める。
- ③ 分別収集や再資源化の取り組みを促進し、処理施設等の延命化を図るとともに、新たなリサイクル施設整備の計画も検討する。

(4) 快適な生活・居住空間の整備

- ① 将来の市営住宅の適正ストック戸数を推定した計画的な公営住宅等の建替や改修、周辺施設の整備を図り、克雪型の居住環境を提供し定住の促進に努める。

- ② リフォーム支援の実施により、戸建て住宅に居住する世帯の経済的負担を軽減し、定住促進に寄与する。
- ③ 流雪溝用ポンプを設置し水量を確保し、流雪溝利用の計画的・安定的な運営を図る。
- ④ 市民ニーズや社会情勢を勘案しながら、斎場及び市営墓地の安定した供給に努める。

(5) その他老朽化公共施設の管理

倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化した施設の解体・撤去を行い市民の安心安全の確保に努める。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	本荘地域上水道施設整備事業	由利本荘市	
		矢島地域上水道施設整備事業	由利本荘市	
	簡易水道	本荘地域石綿セメント管更新事業	由利本荘市	
		鳥海地域石綿セメント管更新事業	由利本荘市	
		矢島地区簡易水道統合整備事業	由利本荘市	
		大内第三地区簡易水道統合整備事業 配水池増設、浄水場建設 (クリプトスポリジウム対策)	由利本荘市	
		東由利簡易水道統合事業 連絡管布設、送水場	由利本荘市	
		東由利基幹的施設改良工事 (添架管更新8ヶ所)	由利本荘市	
		老朽管更新事業(東由利地区)	由利本荘市	
		東由利善徳水源取水施設整備事業	由利本荘市	
		老朽管更新事業(岩城地区)	由利本荘市	
		老朽管更新事業(大内地区)	由利本荘市	
	その他	沢内地区小規模水道統合整備事業	由利本荘市	
		簡易給水施設整備事業 (須郷、中ノ沢、上椿地域)	由利本荘市	
		(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業(本荘処理区) 汚水管新設及び処理場改築更新	由利本荘市
	公共下水道事業(本荘処理区)		由利本荘市	
	石脇中継ポンプ場新設		由利本荘市	

	公共下水道事業(本荘処理区) 美倉中継ポンプ場改築更新	由利本荘市
	公共下水道事業(本荘処理区) 浸水対策	由利本荘市
	公共下水道事業(矢島処理区) 処理場改築更新	由利本荘市
	特定環境保全公共下水道事業(道川処理区) 処理場改築更新	由利本荘市
	特定環境保全公共下水道事業(前郷処理区) 処理場改築更新	由利本荘市
	特定環境保全公共下水道事業(岩谷処理区) 処理場改築更新	由利本荘市
農村集落排水施設	農業集落排水事業矢島川辺木在地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業由利土倉地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業由利屋敷地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業由利南福田地区(統合)	由利本荘市
	農業集落排水事業大内松本地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業大内岩野目沢地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業東由利蔵法内地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業鳥海地区(機能強化 矢ノ本)	由利本荘市
	農業集落排水事業本荘地区(機能強化内越第一)	由利本荘市
	農業集落排水事業本荘地区(機能強化小友第二)	由利本荘市
	農業集落排水事業本荘地区(機能強化子吉)	由利本荘市
	農業集落排水事業本荘地区(機能強化石沢第二)	由利本荘市
	農業集落排水事業田代・黒淵地区	由利本荘市
	農業集落排水事業東由利老方・館合地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業(東由利地区資源循環施設整備)	由利本荘市
その他	個別排水処理施設整備事業(合併処理浄化槽)	由利本荘市
(3) 廃棄物処理施設		
ごみ処理施設	可燃・不燃ごみ処理施設整備事業 新ごみ処理施設整備事業(焼却施設、埋立施設、リサイクル施設)	由利本荘市

	矢島島海サテライトセンター整備事業	由利本荘市
	最終処分場整備事業	由利本荘市
(4)火葬場	斎場整備事業（由利・東由利・本荘・矢島）	由利本荘市
(5)消防施設	消防防災設備整備事業 水槽付消防ポンプ自動車 2台	由利本荘市
	消防防災設備整備事業 消防ポンプ自動車 4台	由利本荘市
	消防防災設備整備事業 小型動力ポンプ付水槽車 1台	由利本荘市
	救急業務高度化資機材緊急整備事業 高規格救急自動車（高度救命処置用資機材含む） 6台	由利本荘市
	消防庁舎建設事業（2分署）	由利本荘市
	消防防災設備整備事業 指令車等 6台	由利本荘市
	小型動力ポンプ等購入事業 ポンプ 15台、積載車 15台、ポンプ付積載車 18台	由利本荘市
	耐震性貯水槽設置事業 V=40 m ³ 、N=21基	由利本荘市
	防災基盤改修事業 消火栓改修 15基	由利本荘市
	消防施設等整備事業 消防格納庫 13棟	由利本荘市
(6)公営住宅	矢島地域市営住宅長寿命化事業 榎木田・大河原・山寺南団地改修	由利本荘市
(7)過疎地域自立促進特別事業	下水道長寿命化支援事業 （本荘・矢島・道川・前郷・岩谷・西目処理区） ①事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため下水処理施設の適正な維持管理を図る必要がある。 ②具体の事業内容 処理場やポンプ場の各施設の腐食・損傷状況や動作状況等の調査、管路施設のTVカメラ調査等を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定する。 ③事業効果 予防保全的管理を確立することにより、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	由利本荘市

		公共施設等総合管理基金積立金 ①事業の必要性 老朽化した危険な施設を解体することで地域の安心・安全を確保する必要があること、及び効率的な行政運営を図るため。 ②具体的な事業内容 由利本荘市公共施設等総合管理計画に基づき、対象施設を解体するための基金積立を行う。 ③事業効果 財政負担の軽減・平準化、及び、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。	由利本荘市	
(8)その他	木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業(ソフト)		民間	補助金
	公共施設耐震診断・耐震改修事業		由利本荘市	
	本荘公園整備事業		由利本荘市	
	芋川桜づつみ河川緑地整備事業		由利本荘市	
	急傾斜地崩壊対策事業		秋田県	負担金
	上長老沼2号他3地区負担金			
	道川西部地区住宅地造成事業		由利本荘市	
	宅地造成 A=11ha			
	都市ガス管更新事業		由利本荘市	
	水源の森整備事業		由利本荘市	
	市営墓地拡張整備事業		由利本荘市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

消防施設については、災害時の要となる施設であるため、効率的な整備と維持管理に努めることとしている。

公営住宅については、住宅の長寿命化計画を策定中であり、それとの整合性を図りながら、適正な管理に努める。老朽化の著しい施設は、規模を縮小し建て替える。

第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢化率の高い本市の現状と今後のさらなる上昇に対応するため、高齢者のみで生活する世帯への支援対策を充実するとともに、少子化対策を進め、子育てし易い環境づくりを進める。

また、高齢者支援や子育て支援、障がい者支援を円滑に進めるため、既存施設を有効活用して、住民に必要な整備を効果的・効率的に行う。

1 現況と問題点

(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

本市の高齢者の状況を見ると、平成30年には高齢者が2万7千人を超え、高齢化率が35%を超えることが、平成27年3月に策定した「第6期介護保険事業計画」、「第6期高齢者保健福祉計画」の中で予測されており、高齢化や核家族化が一層進んだ場合、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家庭における見守りや介護力が低下することから、地域や関係機関による支援体制の充実が必要である。

高齢者がいきいきとした生活を送るためには、自ら健康づくりに努めるとともに、市は社会活動、生涯学習活動等の生きがいを推進していくことが重要である。

また、地域包括支援センターを中心とした、介護予防事業や在宅福祉の充実など、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体となった「地域包括ケアシステム」を構築することが重要である。

(2) 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

少子化が進むなか、安心して子どもを産み・育てられる環境づくりは、由利本荘市の発展に欠くことのできない重要な課題となっている。少子化の要因として、就業をはじめとする女性の幅広い社会参画が進み、結婚や出産、子育てに関する人々の価値観や意識が多様化していることがあげられる。

このような現状のなかで、母子の健康づくりをはじめ、子育ての悩みなどを地域のなかでともに支え合うネットワークづくりを推進するとともに、保育料の減免や中学生までの医療費無料化等、支援体制の拡充を図る必要がある。

また、保育需要に的確に対応するため、保育所・認定こども園の充実や安全な遊び場の確保などに努め、保健・福祉・医療それぞれの施策の連携を図るとともに、総合的な子育て支援体制の整備を進める必要がある。

(3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

障がい者福祉については、地域のサービス提供事業所等との連携を深めながら、社会参加を推進することが重要である。

そのためには、障がい者が地域の一員として、安心して生活できる環境づくりを推進するため、関係機関との連携を強化し、保健指導や生活支援等の充実を図る必要がある。

また、障がいのある子どもが社会的に自立して生活できる力を養うため、相談体制や学習機会、交流の場の充実を図り、障がいに対応した教育に努めることが必要である。

(4) 地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

子どもからお年寄りまで誰もが健やかに、安心して生活できるまちづくりを推進するため、社会福祉協議会やボランティア団体等の関係機関との連携強化や、保健センター等の施設整備により、市民への総合的な情報の提供と相談体制の充実と災害時の避難支援体制の確立を図る必要がある。

また、地域住民が手を取り合い助け合う地域福祉推進体制の整備を図るとともに、要支援者への就業指導や相談体制などの充実により自立生活の支援に努める。

2 その対策

(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 高齢者が健康で活動的な生活を送ることができるよう、老人福祉施設の改修等の整備を進め、保健・福祉・医療の関係機関と連携を図り、それぞれの状態に応じた健康づくり、介護予防に努める。
- ② 住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「地域支え合い推進員」を配置するなど、町内会、民生委員、地域住民、ボランティアなど、住民参加による支え合う仕組みづくりに努める。
- ③ 高齢者の就労支援や世代間交流機会の拡充、ボランティア活動による社会貢献、地域活動や生涯学習等生きがいを持って生活できるよう支援する。
- ④ 在宅で介護を受けている方を支援する訪問サービスや通所サービスの充実に努めるとともに、施設入居希望者の待機状況の緩和を図る。また、家族介護交流事業や介護教室を開催し、家族で介護されている方を支援する。
- ⑤ 地域創造型ミニデイサービス事業により、高齢者の孤立やうつ状態の防止を図るとともに、実施地域の拡大を進めるため周知と呼びかけに努める。
- ⑥ 地域包括支援センターの体制整備を図り、高齢者から寄せられる相談にきめ細やかに対応できる総合相談体制を強化する。
- ⑦ 高齢者数の増加に伴い要介護者等の増加も見込まれることから、その受け皿としての福祉施設の整備に努める。

(2) 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 児童の交通安全や防犯対策に努めるとともに、児童遊園地や児童公園など、安全・健全な遊び場の整備を図る。
- ② 児童施設の整備や健全育成事業の充実を図り、諸活動の支援に努める。
- ③ 保育需要の把握に努め、保育所・認定こども園及び学童保育施設の計画的な整備と、延長、一時及び特別保育事業の実施など保育環境の充実を図る。
- ④ 安心して妊娠・出産ができるよう、母子健康手帳の交付や出産前後の各種教室・検診事業の充実を図る。
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問、育児教室、訪問指導等の相談体制の充実、子育て支援金、保育料の助成、中学生までの医療費無料化等による経済的支援等、安心して子育てができる支援体制の充実を図る。
- ⑥ 子育て家庭と子育て経験者、子育て家庭同士の交流を促進し、身近な地域の中でともに支え合う子育て世帯のネットワークづくりを推進する。

(3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 障がい者支援事業所等との連携を強化し、生活の支援やデイケア事業などを実施するとともに保健指導等の充実を図る。
- ② 障がいの程度やニーズに応じた適切なサービスを提供するとともに、社会生活へ向けた支援施設の整備を推進する。
- ③ 居宅介護や生活介護など在宅福祉サービスの充実を図る。
- ④ 自立した生活を営めるようグループホーム等の自立支援体制の充実を図るとともに、就労支

援施設など働き、活動できる場の整備、支援を推進する。

- ⑤ 諸問題にも対応できる障がい者支援協議会の強化を図るとともに、ボランティア受け入れ施設（保育所等）や学習指導の充実、児童生徒や地域社会との交流を推進する。

(4) 地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 社会福祉協議会等との連携強化や保健センター等の施設整備により、市民への各種情報の提供や各種サービスの調整など総合的な相談体制の充実を図る。
- ② 社会福祉協議会やボランティア団体などの民間福祉活動を推進するとともに、住民同士が助け合える体制の充実並びに災害時における避難支援態勢の確立を図る。
- ③ 障がい者支援協議会において、要援護者の生活実態や意向を的確に把握し、関係機関との連携を強化し、就労指導や相談体制など各種支援策の充実を図る。
- ④ 歩道・道路の段差解消や公共施設のスロープ、障がい者用トイレ等の整備を図り、幼児から高齢者、障がい者まで安心して暮らせる生活環境の整備を図る。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム大規模改修 東光苑、鳥寿苑	由利本荘市	
	老人福祉センター	矢島老人福祉センター「寿康苑」整備事業	由利本荘市	
	その他	ケアセンター「悠楽館」大規模改修事業	由利本荘市	
		岩城デイサービスセンター移築事業	由利本荘市	
		大内デイサービスセンター・生活支援ハウス 「高台苑」移転改築事業	由利本荘市	
		矢島デイサービスセンター「福寿荘」整備事業	由利本荘市	
		生活支援ハウス大規模改修事業	由利本荘市	
	(3) 児童福祉施設 保育所	民間保育所改築事業補助 4園（道川、永慶、 小友、みどり）	社会福祉法人	補助金
	児童館	市立保育所改築、大規模修繕事業 亀田、ゆり、岩谷、西目、川内、笹子	由利本荘市	
		（仮称）中核児童館整備事業	由利本荘市	
(4) 認定こども園	認定こども園整備事業補助	社会福祉法人 学校法人	補助金	
(7) 市町村保健セン ター及び母子健康セン ター	保健センター整備事業	由利本荘市		

	<p>(8)過疎地域自立促進特別事業</p>	<p>緊急通報システム整備事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、急病や緊急時の不安の解消を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯に緊急時の連絡・見守り手段として安心電話端末(ワンボタンで社会福祉協議会等の登録先に電話がつながるもの)を貸与し、在宅生活を支援する。</p> <p>③事業効果 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>外出支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、身体状況等により公共交通機関の利用が困難な高齢者の医療機関等への通院手段を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 おおむね65歳以上の高齢者であって、身体状況又は精神状況により一般の公共交通機関を利用することが困難な者を対象に医療機関等への送迎を行う。</p> <p>③事業効果 心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て支援の充実により、子育て世帯などの若年層の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 市単独事業により秋田県福祉医療費支給事業の対象範囲を拡大して(県補助事業では所得制限により非該当となる者に支給を拡大するとともに、自己負担分についても支給する。また、対象年齢を中学校3年生まで拡大する。)医療費を支給する。</p> <p>③事業効果 子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p> <p>由利本荘市</p> <p>由利本荘市</p>
--	------------------------	---	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

保育園については、平成29年4月から、幼稚園については、平成30年4月から社会福祉法人による運営を行うため、運営する法人へ譲渡する。

児童館などの子育て支援施設については、子育て支援の観点から、存続とし適正な管理を行っていくが、保育園等の統合などにより不要となった施設は廃止とする。

高齢者福祉施設については、デイサービスセンターは原則として平成34年度までに譲渡することとし、東光苑、鳥寿苑は当面指定管理者制度を利用し適正な管理を行っていく。

その他福祉施設については、建物の耐用年数までは存続とし、適正な管理を行っていく。

第6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

中核病院を中心とした医療体制を維持するため、受診受付システムの導入等により、遠隔地からでも中核病院で円滑な受診が可能な体制を整えるとともに、無医地区への対策として巡回診療を実施し、地域の医療体制の充実強化を図る。

また、奨学金制度の創設による地域の医療を担う医師確保対策を進め、将来にわたり安心できる医療体制を整える。

1 現況と問題点

(1) 医療の確保対策

本市の医療機関は、中心部に由利組合総合病院をはじめとする総合病院が3ヵ所あるが、周辺地域には、一般開業医院、診療所、歯科医院等はあるものの、特定科の診療や入院、夜間、救急時などの受け入れには対応できず、中心部の病院に依存している状況である。しかも、救急時には、周辺地域や山間部からの患者の搬送には数十分から一時間以上を要する地域もある。

そのため、冬期の交通確保とともに、日常の健康管理のための通院等を支援する輸送体制の整備や、6地区ある無医地区対策などが課題である。

また、高齢化社会の進行や疾病構造の変化などに対応するため、医療の需要は今後も増大していくものと予想され、生活習慣病や精神的疾病の増加などにより、医師の確保を図りながら、医療からリハビリにいたる一貫した医療体制の確立と高度な医療水準の確保が求められている。

しかしながら、市内の中核病院においては、特定の診療科で医師が不足するなど十分な医療を提供できない状況にあることから、医師の不在・偏在を解消して市民が安心できる安定した医療サービスを受けられる体制づくりが喫緊の課題である。

2 その対策

(1) 医療の確保対策

- ① 生活習慣病や母子健康診査などの各種健康診査の内容を充実させるとともに、受診勧奨を強化し、受診機会の拡充と受診率の向上に努める。
- ② 高度医療体制の充実、地域診療所施設の整備や常駐医師の確保、医療機器の整備、中核医療機関との連携強化を図る。
- ③ 疾病予防から治療、機能回復まで包括的な医療体制を充実させるとともに、かかりつけ医の普及による効率的な健康管理と適正な受診を推進する。
- ④ 無医地区対策として、中核病院等と連携して巡回診療を実施するほか、コミュニティバスの運行路線等の充実や乗り合いタクシーの運行支援など、医療に対する不安解消を図る。
- ⑤ 休日応急診療所における休日急患医療の充実と、医療機関との連携による救急患者搬送体制の充実の強化を図る。
- ⑥ 各種検診の啓発を推進し、健康の保持・増進と疾病予防のための保健活動に取り組むとともに保健・福祉・医療が一体となり、地域医療の充実を図る。
- ⑦ 医師が不足する診療科の医師確保対策として、地域の将来を担う医学生への奨学金制度等の支援を図る。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 診療所 その他 (3) 過疎地域自立 促進特別事業	鳥海診療所改修事業 市立診療所備品購入事業（鳥海、直根、笹子） 診療用機械器具購入 医師確保対策奨学金貸与事業（貸付・基金） ①事業の必要性 研修医の都市部集中等により医師の偏在 が生じており、地域医療の維持のため医師の 確保が求められている。 ②具体の事業内容 将来の地域医療を支える医師確保のため、 医師を目指す学生に奨学金を貸与し、医学部 修了後に一定期間地域医療に携わった場合、 返納を免除する。 ③事業効果 将来の地域医療を担う人材が確保され、住 民の安全安心な暮らしの実現が図られるこ とから将来にわたり過疎地域の自立促進に 資する事業である。 医師研修資金貸与事業 ①事業の必要性 医師偏在を解消し医師確保を進める上で、本 地域の公的医療機関で研修を受ける研修医 の確保が求められている。 ②具体の事業内容 喫緊の課題である医師確保のため、臨床医に対 して研修資金を貸与することで本地域に勤 務し易い環境を整備し、勤務後はその期間に 応じて返済の全部又は一部を免除する。ただ し、医師確保対策奨学金貸与を受けた者には 貸与しない。 ③事業効果 地域医療に従事する医師の確保対策とし て即効性があり、住民の安全安心な暮らしの 実現が早期かつ安定して図られることから 将来にわたり過疎地域の自立促進に資する 事業である。	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	貸付金 貸付金

第7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

公立小中学校の学校再編に向けた検討を進め、安全・安心な学校の整備と快適で学びやすい教育環境の整備を図る。

また、統合等により廃校となった建物について、地域の自立や活性化の面からその利活用と有益性を検討し、地域住民が集い、他地域との交流を促進することができる地域の拠点施設として整備を図る。

さらに、国内外地域との相互交流の実施等により将来の地域を担う人材づくりを進め、市民が自ら学習できる体制や環境の整備を図る。

(2) 公立幼稚園、小中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

少子化による児童生徒の減少がみられることから、学校再編を進めて児童生徒数の学校間のばらつきを解消し、地域間のバランスがとれた、安全で快適な教育環境での育成を図る。

(3) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

生涯学習やスポーツ、余暇活動等の振興を図り、地域に密着して活動できる環境を整えるため、既存施設の改修など活動状況に合わせて必要な整備を進めるとともに、利用動向や施設の老朽化を踏まえながら、統合や廃止を進めていく。加えて、指導者の育成を進めるなど活動を支援できる体制の充実を図る。

(4) 市内外交流の推進

広域な市で各地域により自然・文化が異なることから、住民間の交流を進めることで相互理解を深め住民の融和に努める。

さらに、国内外都市との交流により、地域産物の振興や視野の広い国際感覚を身につけた人材の育成に努める。

1 現況と問題点

(1) 公立幼稚園、小中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

本市の義務教育体制は、平成27年4月1日現在で小学校15校、中学校10校から組織されている。しかし、年々児童生徒の数が減少し、少子化問題は本市でも切実な問題となっている。

このような状況のなか、本市の将来を担う人材の育成には、幼少のころからの豊かな心の醸成とともに、知・徳・体のバランスがとれた教育の推進が重要である。

また、学校、家庭、地域社会が連携し総合的な教育活動に取り組み、基礎学力の向上と一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推進することが必要である。

教育施設関連では、情報化・国際化の進展に対応した情報教育、教科指導でのICT活用、校務の情報化により教育の質の向上、教育環境の充実に努めるとともに、老朽化が進む学校施設等の計画的な改修・整備を図る。

表7-1(1) 小・中学校数及び児童・生徒数の状況(学校基本調査)

		平成17年	平成19年度	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度
小学校	学校数	21	21	21	20	17	15
	学級数	214	206	199	186	173	161
	児童数(人)	4,802	4,575	4,302	4,038	3,754	3,647
中学校	学校数	11	11	11	11	11	10
	学級数	97	92	94	87	83	90
	生徒数(人)	2,625	2,490	2,403	2,269	2,165	2,000

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

近年、社会経済の変化や余暇時間の増大に伴い、趣味・教養講座等に対する市民の関心が高まり、心の豊かさの追求、学習活動に対するニーズの多様化に併せ、スポーツ・文化活動等広範囲にわたる社会教育活動が展開されている。

市民の学習活動は公民館を中心に図書館などの社会教育関連施設で行われており、その整備を図るとともに、各種講座の拡充、自らの能力、意欲に応じた学習機会の提供が求められている。

市民が、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に発揮できるよう社会教育推進体制を一層整備し、より充実した社会教育環境を構築する必要がある。

また、スポーツが心身とも健全で豊かな生活を営むうえで不可欠なものとして社会的関心が高まっており、2009年秋田県は、「スポーツ立県あきた」を宣言し、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力のレベルアップによるスポーツ王国秋田を目指している。

本市においても、スポーツを通して「健康で笑顔あふれる地域づくり」のために、市民すべての年代において、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに努めながら、市民と一体となってスポーツ振興を積極的に推進する必要がある。2018年に完成予定の総合防災公園アリーナは、競技スポーツや生涯スポーツはもちろんのこと、市民自らが健康づくり・体力づくりに積極的に親しむことができる拠点施設であり、スポーツ立市宣言を予定している本市のスポーツ文化の創造・発信拠点として、また、地域活性化を担う新たな拠点施設として、市民の皆様に愛される施設となるよう管理運営に努める。

(3) 市内外交流の推進

市民相互に社会参加や世代間交流、体験活動への参加意識の高揚を図ることは、地域活力をはじめ、コミュニティづくりの根元となっている。産業・福祉・教育・文化等諸分野における交流活動を推進するため、交流場所の整備や指導者をはじめとする人材育成が必要である。

また、地域の教育力を低下させないためにも、放課後学童クラブなどによる児童・生徒の健全育成を進めるとともに学校・家庭・地域が連携した子育て支援体制づくりが必要である。

そのほか、国際的視野の高揚を図るため、国際交流活動や外国人受け入れを通じた交流を実現させ、その支援体制を整えていく必要がある。

本市の自然や歴史、伝統など豊かな資源を活かしながら小中学校間の交流やふるさと学習を推進するとともに、各分野のネットワークの整備を行い情報の共有化に努め、市民の融和と交流を促進するイベントの創出を図る必要がある。

2 その対策

(1) 公立幼稚園、小中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

- ① 老朽化した校舎の改築や改修等、学校施設を計画的に整備し教育環境の充実を図るほか、児童・生徒減少の現状に鑑み、学校再編や廃校となった校舎の利活用について検討するとともに、通学距離が延びた児童・生徒の通学手段を確保する。
- ② 児童生徒が「情報活用能力」を身に付けられるよう、情報教育の充実や教科指導での ICT 活用を進め、教職員の校務の情報化により学校教育の質の向上を図る。
- ③ 地域の実情や要望等に応じて、学校施設を積極的に開放するなど、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- ④ 児童生徒が本との触れ合いを通して、思考力・創造力・表現力を高めるとともに、豊かな心を育むことができるよう、読書活動の推進に努める。
- ⑤ ふるさとの自然や先人の偉業に触れるなど、郷土愛を育むためのふるさと教育を推進する。
- ⑥ 一人ひとりに応じた指導を展開して、基礎学力の向上と健全な心身の育成に努める。
- ⑦ ボランティア体験活動や社会への奉仕活動などを通して、思いやりのある豊かな心の育成に努める。
- ⑧ ALT（外国語指導助手）による国際理解教育の充実を図るなど、国際化時代に対応できる児童生徒の育成に努める。
- ⑧ 幼稚園と保育所及び小学校が連携し、保護者のニーズを踏まえた就学前教育の充実を図る。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

- ① 公民館や図書館等の社会教育施設の整備と充実を図る。
- ② 住民のニーズに対応した生涯学習講座等の充実に努め、学習機会の拡大を図るとともに、住民との協働による事業の推進を図る。
- ③ 地域に存在するさまざまな知識や技術を持った人材の把握に努め、生涯学習ボランティアとして、その人材の積極的な活用を図る。
- ④ 図書館の蔵書・資料の充実やネットワーク化によるサービスの向上に努める。
- ⑤ 芸術文化活動を推進するとともに、各種芸術文化団体やサークル等の育成と活動の支援に努める。
- ⑥ 地域の特性を活かした生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及や定着のため、全市またはブロック単位でのスポーツ教室やスポーツ大会の開催などを推進する。
- ⑦ 競技団体や関係機関と連携し、競技の特性に応じたジュニア層から一貫した指導体制を充実させるとともに強化事業を総合的に実施し、競技スポーツの振興を図る。
- ⑧ 体育協会・スポーツ推進委員との連携のもとに、生涯スポーツ指導者講習会等を開催し、高度な専門知識を有する指導者の養成を図る。
- ⑨ スポーツ・レクリエーション活動の拠点となるスポーツ施設の整備を図るとともに、施設の効果的な管理運営の促進に努める。
- ⑩ 日本マスターズや全国市町村交流レガッタ、ねんりんピックなど全国大会の競技会場となる施設整備と開催運営体制の強化を図るとともに支援の充実に努める。

(3) 市内外交流の推進

- ① 各分野においてネットワークを構築し、特徴あるイベントを創出するほか、集会施設（交流広場等）の整備など、住民の融和と市内外の交流を促進する。
- ② 自然や歴史、伝統を活かした郷土学習や体験学習を進め、市内の小中学校間の交流を行う。
- ③ 友好都市・姉妹都市等と歴史・文化・スポーツなどの地域資源を活かした交流を推進する。

- ④ 国際化時代にふさわしい地域づくりを進めるため、外国語を併記した案内板の設置や外国人に配慮した行政サービスの提供に努める。
- ⑤ 日本語教室などの学習機会の充実を図るとともに、国際交流団体等の活動支援に努める。
- ⑥ 放課後の子どもたちの安全・安心の確保を図るとともに、学習拠点としての質の向上にも努める。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設	校 舎	新山小学校改築事業	由利本荘市
			矢島小学校改築事業	由利本荘市
			東由利小学校建設事業	由利本荘市
			西目中学校大規模改修事業	由利本荘市
			由利中学校大規模改修事業	由利本荘市
	屋内運動場	矢島小学校改築事業（体育館）	由利本荘市	
		石沢小学校体育館改修事業	由利本荘市	
		西目中学校大規模改修事業（体育館）	由利本荘市	
		由利中学校大規模改修事業（体育館）	由利本荘市	
	屋外運動場	大内中学校グラウンド改修事業	由利本荘市	
		岩谷小学校グラウンド改修事業	由利本荘市	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業（由利地域2台、大内地域1台、鳥海地域3台、東由利地域6台）	由利本荘市	
	給食施設	北部共同調理場（仮称）建設事業	由利本荘市	
		南部共同調理場（仮称）建設事業	由利本荘市	
		調理場施設改修事業	由利本荘市	
	その他	学校教育情報化推進事業	由利本荘市	
		大内小学校フェンス改修事業	由利本荘市	

(3)集会施設、体育施設等	公民館	西目公民館「シーガル」改修事業 外壁、屋上防水、ロビー床改修、空調設備改修	由利本荘市	
		東由利公民館冷暖房設備改修事業	由利本荘市	
	集会施設	矢島コミュニティセンター「日新館」改修事業 大規模改修（空調、外壁等）	由利本荘市	
		道川駅東口広場整備事業	由利本荘市	
		石沢地区多目的集会施設整備事業	由利本荘市	
		市民交流学習センターエレベーター更新事業	由利本荘市	
		旧鮎川小学校保存活用整備事業	由利本荘市	
		大内農村環境改善センター改修事業 空調・内装改修	由利本荘市	
		東由利総合開発センター「有鄰館」改修事業 屋根防止水シート張替・冷暖房設備改修	由利本荘市	
		八塩生涯学習センター改修事業	由利本荘市	
		紫水館改修事業 照明、空調、音響設備改修 床・絨毯張替、駐車場舗装	由利本荘市	
		鳥海学習センター解体事業 教室棟解体、体育館棟耐震補強改修	由利本荘市	
		民間保育所改築事業補助（小友学童クラブ）	社会福祉法人	補助金
		社会福祉施設「鶴舞会館」整備事業	由利本荘市	
		職業訓練センター改修事業	由利本荘市	
		社会教育施設「岩城会館」整備事業	由利本荘市	
	体育施設	東由利体育館改修事業 床、内壁、天井改修	由利本荘市	
		矢島スポーツゾーン整備事業 体育館、グラウンド整備	由利本荘市	
		本荘由利総合運動公園改修事業 テニスコート	由利本荘市	
		サンスポーツランド岩城改修事業 野球場、テニスコート、パークゴルフ場改修	由利本荘市	
	天鷲総合グラウンド改修事業 グラウンドクレイ舗装、外構整備	由利本荘市		
	由利緑地公園整備事業	由利本荘市		

総合体育館トレーニング機器更新事業	由利本荘市
総合体育館屋外スポーツ広場改修整備事業	由利本荘市
総合体育館メインアリーナ床面改修事業	由利本荘市
堤台スポーツエリアテニスコート改修事業	由利本荘市
堤台スポーツエリア農村広場改修事業	由利本荘市
山村広場改修事業	由利本荘市
B & G 大内海洋センター屋根等改修事業	由利本荘市
長坂スキー場圧雪車更新事業	由利本荘市
東由利野球場改修事業 内外野フェンス・点数表示板・付帯施設整備	由利本荘市
屋内運動広場「げんき館」改修事業	由利本荘市
東由利プール改修事業	由利本荘市
鳥海球場改修事業 電光掲示板、グラウンド改修	由利本荘市
鳥海トレーニングセンター改修事業 トイレ、屋根、床改修	由利本荘市
直根体育館解体事業	由利本荘市
大平スキー場圧雪車購入事業	由利本荘市
B & G 西目海洋センタープール・屋根等改修事業	由利本荘市
西目サッカー場改修事業	由利本荘市
屋根付きグラウンド整備事業	由利本荘市
B&G由利海洋センター屋根等改修事業	由利本荘市

	(4)過疎地域自立促進特別事業	スクールバス運行事業 ①事業の必要性 少子化に伴う小中学校の統廃合により、児童・生徒の通学距離が大幅に伸びていることから、冬期間も含めた安全な通学交通により、安心安全な地域社会の実現を図る必要がある。 ②具体の事業内容 児童・生徒の通学を支援するため、スクールバスを運行する。 ③事業効果 生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	由利本荘市	
--	-----------------	---	-------	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

学校教育施設については、平成28年度に学校環境適正化計画を策定しており、統廃合や改築を推進していく。校舎等建物については、築後20年を目安に大規模改修を行い、長寿命化に努める。給食センターは、地域毎の共同調理場や各学校にある単独調理場を含め、再編を行い、北部と南部に共同調理場を集約する。併せて、運営についても指定管理の方向で検討を進めていく。

文化系施設については、公民館などは市民活動の拠点であるため今後も適正な維持管理を行い、廃校を利用した学習センター等は老朽化が進んだ時点で廃止し、地域集会施設は集約化・複合化の検討を進めていく。

第8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

伝統芸能を守り、伝え続けることができるように、施設の整備を含めた環境整備を行い、地域の児童生徒が後継者となるよう、育成・支援を行うとともに、有形・無形の文化財の保存や記録に努める。

また、国指定史跡でもある秀峰鳥海山や地域の山、川、海がつくりだす景観を財産ととらえ、保全すべき「日本の原風景」を将来に残し伝えるために必要な対策に努める。

1 現況と問題点

(1) 地域文化の振興等

本市には、美しい自然、数多くの歴史的文化財や郷土芸能があるが、それらを後世に伝え継ぐためには、調査・記録・保存・保護を計画的に進める必要がある。

市内に残る貴重な自然遺産や文化財は市民共有のかけがえのない財産であり、これらの保存整備や利活用、伝統芸能の伝承を継続して進めることが重要である。

民俗芸能については、伝承のための後継者養成が課題であり、拠点施設の整備を図りながら、伝承団体や芸術文化団体とともに、育成・支援に努める必要がある。

また、文化は市民一人ひとりの自主的、創造的な活動により形成されていくものであり、児童生徒へのふるさと教育を推進するとともに、市民と行政がともに力を合わせて、由利本荘市にふさわしい地域に根ざした個性豊かな文化の創造に取り組む必要がある。

2 その対策

(1) 地域文化の振興等

- ① 地域に残る貴重な文化財等を調査発掘し、保存や保護並びに記録に努める。
- ② 自然景観を財産ととらえ、後世に残すべき景観についてその保全に努める。
- ③ 地域に根ざした伝統芸能など民俗文化財の保存と継承を図る。
- ④ 後継者育成、公開事業等について支援するとともに、祭りや行事等の記録や保存に努める。
- ⑤ 文化資産に関わる情報の発信に努め、市民の体験学習等を通じて文化財愛護思想や郷土愛の高揚を図る。
- ⑥ 地域間及び国際交流事業等による文化交流を推進する。
- ⑦ 地域文化振興の核となる施設の整備等に努める。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	ゆりの里郷土資料館解体事業（由利地域） 出羽伝承館空調改修事業 矢島郷土資料館改修事業 茶道文化研修施設建設事業（矢島地域） 天鷲郷施設改修事業 茅葺屋根葺き替え 亀田城佐藤八十八美術館収蔵庫建設事業 岩城歴史民俗資料館屋根補修事業 民俗芸能伝習拠点施設整備事業 指定史跡整備事業（由利地域） 文化財史跡等調査保護事業 埋蔵文化財センター整備 本荘郷土資料館改修事業 増改築・外壁補修	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

文化施設については、歴史的価値のある施設は存続するものであるが、展示保管の基準、文化財収蔵の考え方を整理し、将来的には施設の集約など資料館のあり方について、市全体の枠組みの中で検討していく。

第9 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

道路整備や公共交通の確保など必要な社会基盤を整備し、住環境の整備に努めるとともに、他の集落や地域との交流を図りながら、地域の将来を支える人材の育成及び支援を行う。

1 現況と問題点

(1) 集落の整備等

市内各地域には、大小数多くの集落自治組織が形成されている。これまでに集落における環境づくりには、生活に身近な事項を計画的に実施してきた。しかし、由利本荘市におけるまちづくりについては、中心部だけがよくなり、周辺地域はさびれていくのではないかという住民の不安があることから、周辺部にも配慮した均衡ある計画を実施する必要がある。

さらに、今後の急速な高齢化の進展とともに集落機能の維持が困難となっていくことが懸念されるため、集落対策や若者の定住促進のための新規住宅団地整備が課題となっている。

また、住民にとって最も身近な自治組織である町内会や自治会などにおいて、コミュニティ機能が低下してきている。こうしたなか、自立と活力ある由利本荘市の創出のためには、市民・行政・民間が一体となって知恵を出しあいながら創意工夫のもとで協力し、まちづくりを進めていくことが必要である。

市民のふるさと意識はもとより、コミュニティ活動の活発化、生産意欲の向上を促進し、自立ある地域づくりと活性化を推進する必要がある。

2 その対策

(1) 集落の整備等

- ① 若者・勤労者・Uターン等定住促進のための宅地開発の整備を図る。
- ② 住民自治活動に関する情報収集・提供・交流・相談・研修・支援、コーディネート及び人材育成・派遣を行う地域コミュニティサポート窓口を設置するとともに、自治活動をリードできる地域リーダー育成の支援、コミュニティ意識の啓発、住民参加の促進に努める。
- ③ 日常生活の安全性・利便性向上のため、生活関連道路の改良整備を行う。
- ④ 冬季生活の安全確保のため、道路除雪及び宅地内の排雪支援を行う。
- ⑤ 高齢者世帯や、都市生活者の季節居住を可能とする住環境を整備する。
- ⑥ 市民総参加でのまちづくり推進のため、市政懇談会をはじめ、各種対話集会を実施するなど、自治集落と行政が一体となった地域づくりの意識高揚を図る。
- ⑦ 旧市町の区域ごとに住民自治組織の代表者等で構成するまちづくり協議会を活用し、計画策定や管理・運営などさまざまな段階・分野で住民参画を推進する。
- ⑧ 自主的に行う地域づくり事業に対し助成措置を講じ、地域活動団体や住民自治組織の活性化を図る。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>地域づくり推進事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化により地域の活力が低下する中、地域社会を維持・活性化し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、住民の自主的な地域づくり活動を支援する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 地域運営団体が行う地域課題解決に向けた文化・交流事業、観光事業、協働のまちづくり事業等の取組に対し補助する。</p> <p>③事業効果 地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
	(3) その他	<p>町内会・自治会げんきアップ事業</p> <p>①事業の必要性 今後ますます複雑化、多様化、高度化する住民ニーズに対応するためには、町内会など地域コミュニティが母体となり、そこに住む住民自身の力で解決できるようにしていく必要があるため。</p> <p>②具体の事業内容 町内点検、アンケート、まち歩きを通じた現状の把握と将来計画づくりに向けた、事例学習会、視察研修、ワークショップを行い、地域の維持・活性化の支援を行う。</p> <p>③事業効果 町内会などの地域住民が、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につなげることができる。</p>	由利本荘市	

第10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) その他地域の自立促進に関し必要な事項の方針

自然エネルギーの開発により、持続可能な循環型社会に即した新たな産業基盤を構築して地域振興を進め、地域の実態に即した地域の自立を図る。

また、広域な市の行政運営を効率的に行うために、道路、水道等の社会資本のデータを一元的に管理することが可能なGISの機能の充実・拡充及びオープンデータの公開を図り、行政だけでなく住民も利用可能な体制を整える。

1 現況と問題点

(1) その他地域の自立促進に関し必要な事項

ふるさとに誇りを持ち、自らふるさとづくりへの主人公となり、行政としての役割、地域住民としての役割を認識しながら、自立促進に向けてまちづくりを推進する必要がある。

そのためには、的確な情報の提供と行政需要の把握に努め、ソフト事業や市民総参加での市政の展開を推進することが重要である。

このようななか、すでに運用中であるGISで管理する業務を拡張し、様々なデータの管理を可能にして、即座に検索・利用できる環境づくりを進め、二次利用が可能な行政データのオープン化により、住民生活の利便性の向上を図る必要がある。

また、自然に恵まれた本市にとって、自然エネルギーを活用した新たな産業基盤は可能性のある産業分野であることから、利用可能エネルギーの調査・検討を十分に行い、持続可能な循環型社会に対応するためにも、その導入について推進する必要がある。

2 その対策

(1) その他地域の自立促進に関し必要な事項

- ① 広報紙、ホームページ、各種刊行物による広報や市政懇談会、行政モニタリング、各種アンケート調査による広聴を充実させる。
- ② ボランティア・NPOの人材育成、活動支援、情報提供等を行い、共助組織の設立も視野に入れた、住民の自主的活動の運営基盤を強化する。
- ③ GISの仕様等を拡張して業務の効率性の向上に努めるほか、WEB-GISや二次利用が可能な行政データのオープン化により住民に提供するデータを拡充するなど、市役所内外での利便性の向上に努める。
- ④ 自然エネルギーを利活用した施設の可能性について十分に調査・検討し、利活用施設設置による環境に配慮した社会の実現に努める。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		統合型時空間GIS整備	由利本荘市	
		オープンデータ公開事業	由利本荘市	
		自然エネルギー開発事業 バイオマス、ガス・コージェネレーション、 風力、太陽光、小水力、地中熱・太陽熱、雪エネルギー等利用開発	由利本荘市	
		人材育成に係る研修（ソフト）	由利本荘市	

第 11 過疎地域自立促進特別事業

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進		<p>由利高原鉄道運営支援事業</p> <p>①事業の必要性 地域住民の日常生活に必要な移動のための交通手段であり、鳥海地域の観光振興を図っていくための重要な資源である由利高原鉄道を維持していく必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 由利高原鉄道活性化計画（H28～H32）に基づく地元負担として、運行経費への補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 地域住民の交通手段の維持が図られ、安全・安心に暮らせる定住環境が確保される。また鉄道が存在することによる地域イメージの向上や観光客の誘客が図られ、観光振興につながり、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利高原鉄道株式会社	補助金
		<p>橋梁・トンネル長寿命化支援事業</p> <p>①事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため橋梁・トンネルの適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 橋梁・トンネルの調査を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定するとともに、その計画に則り修繕を行う。</p> <p>③事業効果 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、橋梁・トンネルの耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
		<p>路面性状調査事業</p> <p>①事業の必要性 市内には老朽化した市道が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり地域住民の安全な交通を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 市道の損傷・劣化等を把握し、修繕計画に基づく予防的な修繕を実施する。</p> <p>③事業の効果 市道の修繕に係る経費の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。 このことから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	

3 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>下水道長寿命化支援事業 (本荘・矢島・道川・前郷・岩谷・西目処理区)</p> <p>①事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため下水処理施設の適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 処理場やポンプ場の各施設の腐食・損傷状況や動作状況等の調査、管路施設のTVカメラ調査等を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定する。</p> <p>③事業効果 予防保全的管理を確立することにより、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
		<p>公園長寿命化計画策定事業</p> <p>①事業の必要性 住民が安全安心に暮らすことのできる社会基盤を維持するため、災害時の避難場所、住民の散策や憩いの場である公園について、安全性の確保、良好な利用環境を整える必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 既存ストックである四阿や園路等の公園設備を目視による調査を行う。構築物については、必要に応じて強度試験等を行いながら、健全度調査を進め、長寿命化対策に係る計画を策定する。</p> <p>③事業効果 公園施設の長寿命化・適正な管理により、ライフサイクルコストの縮減、公園の安全性が確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
		<p>住宅リフォーム資金助成事業</p> <p>①事業の必要性 高齢者や子育て世代が、安心して快適に暮らし続けることのできる居住環境を確保するため、住宅の老朽や経年劣化による修繕やバリアフリー化等に係る負担を軽減することにより、集落の維持及び活性化を図るとともに、定住促進に寄与する。</p> <p>②具体の事業内容 リフォームに係る費用の一部を助成 (30万円以上の工事を対象とし、助成率10%、上限30万円)</p> <p>③事業効果 助成により居住環境の向上や、子育て世代の経済的負担の軽減が図られることにより住民の定住が期待されることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	民間	補助金

3 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>老朽化公共施設解体事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加していることから住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を図るためには、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するため、老朽化不要公共施設を適正に管理する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 老朽化不要公共施設を解体・撤去する。</p> <p>③事業効果 倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
		<p>公共施設等総合管理基金積立金</p> <p>①事業の必要性 老朽化した危険な施設を解体することで地域の安心・安全を確保する必要があること、及び効率的な行政運営を図るため。</p> <p>②具体的な事業内容 由利本荘市公共施設等総合管理計画に基づき、対象施設を解体するための基金積立を行う。</p> <p>③事業効果 財政負担の軽減・平準化、及び、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>緊急通報システム整備事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、急病や緊急時の不安の解消を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯に緊急時の連絡・見守り手段として安心電話端末(ワンボタンで社会福祉協議会等の登録先に電話が繋がるもの)を貸与し、在宅生活を支援する。</p> <p>③事業効果 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	

		<p>外出支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、身体状況等により公共交通機関の利用が困難な高齢者の医療機関等への通院手段を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 おおむね65歳以上の高齢者であって、身体状況又は精神状況により一般の公共交通機関を利用することが困難な者を対象に医療機関等への送迎を行う。</p> <p>③事業効果 心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て支援の充実により、子育て世帯などの若年層の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 市単独事業により秋田県福祉医療費支給事業の対象範囲を拡大して(県補助事業では所得制限により非該当となる者に支給を拡大するとともに、自己負担分についても支給する。また、対象年齢を中学生3年生まで拡大する。)医療費を支給する。</p> <p>③事業効果 子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	<p>医師確保対策奨学金貸与事業(貸付・基金)</p> <p>①事業の必要性 研修医の都市部集中等により医師の偏在が生じており、地域医療の維持のため医師の確保が求められている。</p> <p>②具体の事業内容 将来の地域医療を支える医師確保のため、医師を目指す学生に奨学金を貸与し、医学部修了後に一定期間地域医療に携わった場合、返納を免除する。</p> <p>③事業効果 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	貸付金

		<p>医師研修資金貸与事業</p> <p>①事業の必要性 医師偏在を解消し医師確保を進める上で、本地域の公的医療機関で研修を受ける研修医の確保が求められている。</p> <p>②具体の事業内容 喫緊の課題である医師確保のため、臨床医に対して研修資金を貸与することで本地域に勤務し易い環境を整備し、勤務後はその期間に応じて返済の全部又は一部を免除する。ただし、医師確保対策奨学金貸与を受けた者には貸与しない。</p> <p>③事業効果 地域医療に従事する医師の確保対策として即効性があり、住民の安全安心な暮らしの実現が早期かつ安定して図られることから将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	貸付金
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	<p>寄附講座事業</p> <p>①事業の必要性 本市及びにかほ市においては、消化器がんの多発地帯であることから、当該地域の消化器がんの早期診断及び治療の臨床研究を行い、地域医療連携のあり方を構築する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 消化器がんの早期診断及び治療の臨床研究を行う。</p> <p>③事業効果 研究に基づく成果の普及を図り、由利本荘・にかほ医療圏の地域医療の向上に寄与することで、住民の安全・安心が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市 にかほ市	
		<p>救急救命士養成事業</p> <p>①事業の必要性 医療機関から遠隔の地にある過疎地の救命率向上のため、救急業務の高度化により地域医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 計画的に消防職員を救急救命研修所に入校させ、救急救命士を養成する。</p> <p>③事業効果 医療機関への救急搬送時の救命率の向上により安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	

6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	<p>スクールバス運行事業</p> <p>①事業の必要性 少子化に伴う小中学校の統廃合により、児童・生徒の通学距離が大幅に伸びていることから、冬期間も含めた安全な通学交通により、安心安全な地域社会の実現を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 児童・生徒の通学を支援するため、スクールバスを運行する。</p> <p>③事業効果 生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	由利本荘市	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	<p>地域づくり推進事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化により地域の活力が低下する中、地域社会を維持・活性化し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、住民の自主的な地域づくり活動を支援する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 地域運営団体が行う地域課題解決に向けた文化・交流事業、観光事業、協働のまちづくり事業等の取組に対し補助する。</p> <p>③事業効果 地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	地域運営団体	補助金